

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 平成 28 年 12 月 8 日 (木) 午前 10 時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 古川 洋一 副委員長 筒井かよ子
委員 大和田和男 委員 富山 豪
" 萩谷 俊行 " 君嶋 寿男
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 中崎 政長 事務局長 深谷 忍
事務局次長 寺山 修一 次長補佐 横山 明子

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 宮本 俊美 教育長 秋山 和衛
財政課長 茅根 政雄 財政課長補佐 飛田 良則
保健福祉部長 大部 公男
社会福祉課長 菊池 正明 社会福祉課長補佐 高安 正紀
こども課長 清水 貴 こども課長補佐 大森 晃子
介護長寿課長 平松 良一 介護長寿課長補佐 池崎 みち子
保険課長 先崎 民夫 保険課長補佐 高畠 浩一
健康推進課長 片岡 祐二 健康推進課長補佐 藤咲 富士子
教育部長 会沢 直 学校教育課長 高橋 秀貴
学校教育課長補佐 渡邊 勝巳
学校給食センター所長 川上 義和
生涯学習課長 根本 実 生涯学習課長補佐 小林 正博

会議に付した事件と結果概要

付託案件

- (1) 議案第 81 号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
結果概要：原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第 89 号 平成 28 年度那珂市一般会計補正予算 (第 7 号)
結果概要：原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第 90 号 平成 28 年度那珂市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算
(第 3 号)
結果概要：原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第 93 号 平成 28 年度那珂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算

(第3号)

結果概要：原案のとおり可決すべきもの

(5) 議案第95号 指定管理者の指定について

結果概要：原案のとおり可決すべきもの

(6) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

結果概要：介護長寿課より報告を受けた

(7) 請願第4号 「奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書」の採択を
求める請願

結果概要：一部採択とすべきもの

(8) 請願第5号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」の提出を
求める請願

結果概要：採択とすべきもの

(9) 議会報告会での意見等への対応について

結果概要：市民からの意見のうち、所管の内容について協議

(10) 茨城県市議会議長会平成28年度第2回議員研修会の出席者について

結果概要：筒井副委員長に決定

(11) 調査事項「子育て支援」について

結果概要：11月の市内視察についての意見交換と今後のまとめ方について協議

開会（午前9時58分）

議事の経過概要（出席者の発言内容は以下のとおり）

委員長 皆さん、おはようございます。

時間前でございますけれども、おそろいでございますので、これより教育厚生常任委員会を開会したいと思います。

開会前に一言ご挨拶させていただきます。

12月、師走ということで、我々議員ももちろんでございますが、執行部の皆様におかれましては大変お忙しい日々を過ごされていることと存じます。

昨日、執行部のほうから、水戸市の大塚池の鳥インフルエンザということでご報告がございましたけれども、人間には感染しないようでございますが、我々もインフルエンザがそろそろはやってきて、学校なんかでも子供たちに感染するなどという事例も出てきているようでございますので、ぜひ皆様方にはお体ご自愛いただきまして、この年末、忙しい時期を乗り切っていただきなというふうに思います。

きょうは、ご連絡いたしますけれども、会議事件の請願第4号につきましては、説明者の方が午後1時でお約束しておりますので、進行状況によっては順番を入れかえさせていただき、進行させていただくかもしれませんので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上で簡単ではございますが、委員長のご挨拶とさせていただきます。きょうはよろしくお願

いたします。

では、開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。

会議内の発言に際しましては、必ずマイクをご使用ください。

携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長、外関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

古川委員長のもと、きょうは教育厚生常任委員会でございます。

7件の議案と2件の請願、その他と盛りだくさんでございます。慎重なるご審議をお願いし、また、執行部におかれましては、簡潔明瞭なる説明をよろしくをお願いいたします。ご苦労さまでございます。

委員長 ありがとうございます。

続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 おはようございます。

皆様におかれましては、教育厚生常任委員会、ご出席お疲れさまでございます。

本日の執行部の案件につきましては、補正予算をはじめ6件でございます。よろしくご審議のほどお願い申しあげまして、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 おはようございます。

先日、土曜日の冬季駅伝大会につきましては、153チームということで、小学校、中学校、それから高等学校と、あわせて一般の方々の参加のもとに盛大に開催できました。本当にありがとうございました。

また、今、委員長のほうから鳥インフルエンザということでございましたけれども、学校関係につきましては、冬休みを迎えて、子供たちが鳥に、死骸とか何かがあるかと思っておりますので、そういうものには触れないようにという指示をいたしたところでございます。

その外、子供たち、特に中学生、これから進路の決定ということで、忙しい時期かと思っておりますけれども、今のところ先生方、そして子供たちもしっかりと取り組んでいるという状況でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、会議に入ります。

本委員会の会議事件は別紙のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第 89 号 平成 28 年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題といたします。

一般会計補正予算は、財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の茅根です。外関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議案第 89 号 平成 28 年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明いたします。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,543 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 187 億 326 万 5,000 円とする。

5 ページをお願いいたします。11 行目、12 行目になります。

第 3 表、債務負担行為補正になります。

菅谷学童保育所仮設舎リース、平成 28 年度から平成 32 年度まで、932 万 5,000 円。

総合保健センター指定管理委託、平成 28 年度から平成 31 年度まで、1 億 800 万円。

6 ページをお願いいたします。3 行目からになります。

小学校英語指導助手派遣業務委託、平成 28 年度から 31 年度まで、8,350 万 6,000 円。

小学校自家用電気工作物保安管理業務、平成 28 年度から平成 29 年度まで、159 万 5,000 円。

小学校エレベーター保守業務、平成 28 年度から平成 31 年度まで、164 万 2,000 円。

小学校教師パソコンリース、平成 28 年度から平成 29 年度まで、100 万 3,000 円。

中学校自家用電気工作物保安管理業務、平成 28 年度から平成 29 年度まで、84 万 9,000 円。

第一中学校エレベーター保守業務、平成 28 年度から平成 31 年度まで、82 万 1,000 円。

中学校教師用パソコンリース、平成 28 年度から平成 29 年度まで、61 万 9,000 円。

幼稚園仮設園舎リース、平成 28 年度から 30 年度まで、533 万 2,000 円。

公民館施設警備業務委託、平成 28 年度から平成 31 年度まで、78 万 2,000 円。

公民館冷暖房装置保守、平成 28 年度から平成 29 年度まで、171 万 6,000 円。

給食配送業務委託、平成 28 年度から平成 32 年度まで、7,124 万 7,000 円。

以後 4 つの事業につきましては、期間が平成 28 年度から平成 29 年度までとなっております。

スポーツ教室業務委託 375 万円、総合公園自家用電気工作物保安管理業務 63 万 6,000 円、総合公園管理制御システム及び自動制御装置保守 381 万 1,000 円、総合公園空調設備保守 421 万 2,000 円。

12 ページをお願いいたします。

歳出になります。款項目の順に読み上げます。中段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 74 万 9,000 円、2 目高齢福祉費 20 万 6,000 円、3 目障害福祉費 5,242 万 9,000 円。

13 ページをお願いいたします。

5 目後期高齢者医療費 2,556 万 1,000 円、8 目介護保険費 185 万 4,000 円。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 31 万 4,000 円、2 目児童措置費 180 万円。

15 ページをお願いいたします。中段になります。

9 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費 17 万 1,000 円。

9 款教育費、2 項小学校費、2 目教育振興費 158 万 3,000 円。

16 ページをお願いいたします。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費 180 万円、2 目教育振興費 306 万 4,000 円。

9 款教育費、6 項保健体育費、2 目学校給食共同調理場費 500 万円。

17 ページをお願いします。

12 款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 1,954 万 9,000 円、こちらにつきましては、社会福祉課、こども課、健康推進課の国庫負担金の返納金となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

大和田委員 民生費のほうで介護保険費の介護ロボット等導入支援事業が何者、何者かというとおかしいですけれども、ロボットというとなんなのかというのと、あと、その下の、13 ページの保育所等業務効率化推進事業というのは、これもどういったものかというのをちょっとお伺いしたいと思えます。

委員長 ありがとうございます。13 ページですね。

介護長寿課長 介護長寿課です。

介護ロボット等の導入の支援の補助金でありますけれども、これは、見守り支援ベッドシステムと言いまして、ベッドに内蔵されているセンサーで動作を検知することによりまして、そこに寝ていらっしゃる方が移動された場合に見守りができて、その情報が事務所とかナースセンターのほうに自動で通知ができるシステムになっておりますので、例えば認知症とか徘徊とかといった場合に、即座にその事務所でその動向がわかるというベッドでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

大和田委員 それはどこに設置されているものなんでしょうか。

介護長寿課長 今回は施設 2 カ所からの応募がございまして、介護老人ホームと介護老人保健施設からの申請がございました。

大和田委員 どこですか、細かくどこでしょうか。

委員長 具体的に。

介護長寿課長 1 カ所はライブリーライフ「那珂」と、もう一つはひばりヶ丘になります。

委員長 よろしいですか。

もう一件、保育所等業務効率化推進事業とは何か。

こども課長 保育所等業務効率化推進事業ですけれども、こちらにつきましては、保育所の保育士さんの職場の業務の環境を改善するため、効率化を上げるために、国の補助で業務の支援システムの導入等を図りまして、業務の効率化を図って負担を減らすということでございます。

委員長 よろしいですか。

いや、具体的にどういう事業ですかと多分聞いていると思うんですけれども。

こども課長 具体的にはコンピューター、ICTを導入しまして、今まで手作業でやっていた管理業務をコンピューター処理することによって業務の効率化を図っていくと、負担を減らすということでございます。

委員長 よろしいですか。

外にございますか。

君嶋委員 補正予算書で16ページで2点お伺いをいたします。

まず、教育費、中学校費で中学校施設保守事業、これはどこの中学校を保守するのかということと、もう一点が保健体育費の給食センター運営事業、この賄い材料500万、これは食材が今、多分野菜等が上がっている関係かとは思いますが、それについてもちょっと詳しく内容をお聞きしたいと思います。

委員長 じゃ、最初の質問は学校教育課ですか。

学校教育課長 学校教育課でございます。

今ご質問のありました中学校施設保守事業でございますが、こちらは那珂三中のほうの雨漏りですね、こちらの修繕というものと、あと、点検等でですね、エレベーター等の修繕が生じたので、補正ということで上げさせていただいております。

下の給食センター運営事業につきましては、今ご指摘がありましたとおり、野菜の高騰ということで、今回上げさせていただいております。実際的には、葉物は非常に高騰しておるんですが、特に給食センターのほうで常時に使うタマネギ、ニンジン、長ネギ、ジャガイモ等の高騰が著しく、これだけでも年間400万等の差額が出るということで、こちらの供給については代替がきかないということで、今回補正のほうで対応させていただいております。

以上でございます。

君嶋委員 給食センターのほうはわかりました。

中学校、三中の雨漏りということなんですが、教室ですか、それとも屋内運動場か、その点ちょっとお聞きします。

学校教育課長 こちらの雨漏り修繕につきましては、一部教室と渡り廊下ですかね、そちらのほうの修繕と。あと、大規模ではないものですから、普通教室棟一部、給食配膳室等の雨漏りが早急に対応する必要が生じたので、補正ということでございます。

以上でございます。

君嶋委員 何カ所か見られるということなんで、なるべくね、やっぱり教育の場ですから、子供たち

に雨漏りするような教室じゃなくて、修繕、チェックしながら早急に、それはお願いいたします。
学校教育課長 はい、承知いたしました。

委員長 外にございますか。

じゃ、すみません、私から。

5ページの債務負担行為なのですが、先ほどご説明であった総合保健福祉センター指定管理委託が、これ28年度から31年度までになっていますが、この後の議案で指定管理者の指定が29年度からですよ。その辺は何か整合性はないのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

財政課長 ご説明いたします。

指定管理の期間は平成29年度からになりますが、契約事務を進めるために28年度中に契約をするということで、28年度からの債務負担行為の設定になっております。

委員長 わかりました。すみません、ありがとうございます。

それと、次の6ページの給食配送業務委託なのですが、これは28年度で契約されているということ、されているのかな、これからなんですか。これ5年間ですか、4年間。いや、外の契約と比べてちょっと長いのかななんて思ったんです。何かこの4年間にする理由というのは教えていただけますか。

財政課長 給食の配膳業務につきましては、配送するトラックを使用していますので、その使用するトラックの減価償却の期間を加味しまして、年数が長くなっております。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

外にございますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第89号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。

議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

入れかえをお願いいたします。

休憩(午前10時17分)

再開(午前10時18分)

委員長 再開いたします。

健康推進課が出席いたしました。

ここからは担当課ごとに審議を行います。

では、議案第 95 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

健康推進課長 健康推進課になります。課長の片岡です。よろしくお願いいたします。課長の外 1 名が出席しております。

議案書 99 ページをお願いいたします。

議案第 95 号 指定管理者の指定についてでございます。

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 の 2 第 6 号の規定により議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理運営を行わせようとする公の施設の名称、那珂市菅谷 3198 番地、那珂市総合保健福祉センター。

2、指定管理者とする団体の名称、那珂市瓜連 321 番地、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会。

3、指定の期間、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まででございます。

提案の理由でございます。

那珂市総合保健福祉センターの指定管理につきましては、現在の指定管理の委託期間が平成 29 年 3 月 31 日で終了となることから、新たに指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

公募をしないで当該団体を指定管理者とする理由でございますが、那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 28 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により、社会福祉法人那珂市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものでございます。

なお、参考資料としまして、101 ページから 105 ページにおきまして、那珂市公の施設の指定管理者の申請書、事業計画書及び収支予算書を添付しましたので、ご参照いただきたいと思います。説明は以上になります。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

大和田委員 参考までに申請書の中の質問なんですけれども、様式の第 3 号の収支予算書の中なんですけれども、人件費、ページ数は 105 ページですか。人件費なんですけれども、職員給料支出が 65 万 4,000 円、非常勤職員給与が 492 万なんですけれども、この職員給料が 65 万しかないということですか。

健康推進課長 人件費について説明させていただきます。

総合福祉センターの指定管理につきましては、現在社会福祉協議会の本部が瓜連のほうに移転しましたことによりまして、実際の管理運営につきましては、嘱託の職員 2 人が当るような形となっております。それから、高齢者福祉センターのほうの受け付けの業務、受け付けの者 1 人が当っておるような形になっておりますので、人件費につきましては非常勤職員の給与が 492 万と

というような形で上げております。

それから、給与の職員給料支出の 65 万 4,000 円についてですが、こちらのほうは指定管理におきまして、清掃とか、あと管理業務とか、そういう部分での契約業務、それから請求等の支払い業務がありますので、その部分につきましては、社会福祉協議会の本部の職員がやっておりますので、社会福祉協議会の本部の職員の 1 年分の給与の按分ということで、2 カ月分ほどが上がっております。

説明については以上になります。

委員長 つまり指定する建物はひだまりだけけれども、本部が瓜連にあるから、そちらのほうに人件費は含まれているから、あくまでもひだまりに関連する部分の職員の人件費だけしか計上していないという、そういうことですか。

健康推進課長 ここに上げております人件費については、あくまでも総合保健福祉センター、高齢福祉センターのほうと保健福祉センター、こちらの両館を日々管理等で運営するための人件費のみの計上となっております。

委員長 よろしいですか。外にございますか。

じゃ、すみません、私から。

公募をしないで社会福祉協議会を指定管理者とするのはいいんですが、新たに今回の契約というか指定管理することに際して、業務をこんなことをやってもらうことにしますとか、新規事業とかですね、何かそういったものというのはいかがでしょうか。

健康推進課長 新たな部分でございますか。

委員長 はい。

健康推進課長 新たな部分につきましては、基本的に管理運営についての部分ですので、事業等はありませんので、施設の日々管理が主な業務になっておりますので、基本的には施設の維持管理部分についての委託の管理料になっております。

委員長 なるほど。わかりました。

富山委員 今まで社会福祉協議会以外の団体が指定管理となったことというのはありますか。

健康推進課長 こちらのほうは、国のほうで平成 18 年度に新たに指定管理者制度等が導入されたことにより始まりました制度で、総合保健福祉センターにつきましては、これまで社会福祉協議会のみが指定管理者となっております。その外の団体がなった事例はございません。

委員長 よろしいですか。

外にございますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認めます。

議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

入れかえをお願いいたします。ありがとうございました。

休憩(午前10時26分)

再開(午前10時27分)

委員長 再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

議案第93号 平成28年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部よりご説明をお願いします。

介護長寿課長 介護長寿課長の平松でございます。外3名の職員が出席しております。よろしく願います。

それでは、議案第93号になります。平成28年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)について説明をさせていただきます。

平成28年度那珂市の介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,232万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月29日提出、那珂市長、海野徹。

4ページをお開きください。

款項目、補正額の順に読み上げをさせていただきます。

2の歳入になります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額7万円です。こちらは、歳出補正予算との関連におきまして、繰越金等を増額するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

3の歳出になります。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、補正額7万円です。これはですね、諸支出金につきまして、第1号の被保険者保険料還付金におきまして、過年度の還付を増額するものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ございませんか。

質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認めます。

議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、介護予防・日常生活支援総合事業の実施についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

介護長寿課長 それでは、介護予防・日常生活支援総合事業の実施につきまして説明をさせていただきます。

お手元の常任委員会の資料に従って説明をさせていただきます。

25ページをお開き願いたいと思います。

市では、平成29年4月から介護予防等日常生活支援総合事業を実施するために、平成28年1月に那珂市介護予防・生活支援サービス推進協議会を設置いたしまして、検討を行ってまいりました。

そこでサービスの基準案がまとまりましたので、報告をさせていただくものでございます。

概要の説明につきましては、制度の改正とあわせて簡単に説明をさせていただきたいと思いますので、最終ページになります、28ページをちょっとごらんいただきたいと思います。

この中に、介護予防・日常生活支援総合事業の構成というのがございます。そちらをごらんいただきたいと思います。

平成27年度の介護保険法の改正に伴いまして、これまで市町村が実施をしてきました、表の左側の3段目の四角になります、介護予防事業の見直しがされまして、介護予防給付のうち、右側のやはり3段目の丸印、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス、これがホームヘルプサービスというものになります、と通所型サービス、デイサービスと言われるものが全国一律の基準に基づくサービスから地域の実情に応じて市町村が基準を設けましてサービスを提供できるという、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになりました。

市では、平成29年4月の実施に向けまして、介護予防・生活支援サービス推進協議会と、そ

の下部組織といたしまして、専門職や介護の事業所により専門の部会を設置いたしまして、具体的な内容について検討を行いまして、サービスの案がまとまりましたので、報告をさせていただきますというものになってございます。

それでは、最初に戻っていただきまして、25 ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、平成 29 年 4 月に移行するサービスというところになりますので、(1) になります、訪問型サービス、ホームヘルプサービスなのですが、現在、国の基準によりまして提供される現行相当サービスと現行相当サービスの基準を緩和しました訪問型サービス A の 1、訪問型サービス A の 2 の 3 種類のサービスになります。サービスの内容の違いにつきましては、現行相当サービスは、今までどおり身体介護と生活援助を行います。訪問型サービス A 1、A 2 は、身体介助は行わない、掃除や洗濯など、生活援助だけを行うサービスになります。

サービスの A 1 は、現行サービスよりも専門職員による支援の必要性の低い生活援助サービスを提供し、サービス A 2 は、サービス A 1 よりも支援の必要性が低い生活援助サービスを提供するというところでございます。

対象者につきましては、現行相当サービスとサービス A 1 は、要支援の 1・2 の方が対象になります。サービスの A 2 につきましては、要支援の 1・2 及び、チェックリストの該当者になります。チェックリストにつきましては、次のページでちょっと説明をさせていただきます。

介護報酬は、現行相当サービスは月の単位になりまして、要支援 1 は週 2 回まで、要支援 2 の場合に週 3 回まで利用できます。サービス A 1、A 2 は、1 回ごとの単位になりまして、サービス A 1 は 30 分以内 186 単位、60 分以内 240 単位で最大週 2 回まで利用できます。サービス A 2 は、サービス A 1 よりも支援の必要性の低いサービスのために、60 分以内で 150 単位、最大週 1 回までとしております。

続きまして、26 ページをごらんいただきたいと思います。

サービス提供者は、現行相当サービスを訪問介護事業者の介護福祉士などが行います。サービス A 1 につきましては、旧ヘルパーで言うところの 2 級相当の方、サービス A 2 につきましては、旧ヘルパーの 3 級相当の方を考えておりまして、全て現在運営されております市内の訪問事業所がサービスを提供していくというふうになってございます。

現行相当サービス及びサービス A 1 は、市内の全事業所が実施を予定しておりまして、サービス A 2 につきましては 3 事業所が実施をする予定になってございます。

なお、住民参加型のサービスとか専門職により短期集中型のサービスというものは、今後検討を行っていくというふうに考えてございます。

チェックリストにつきましては、そこにありますように、チェックリスト該当者といえますのは、運動機能や栄養状態など、25 項目の質問に回答いただきまして、一定の基準を超えた者が該当者になるということになってございます。

続きまして、通所型サービスになります。

通所型サービスは、現行相当サービスと現行相当サービスの基準を緩和しましたサービス A と

いうものを実施します。サービスの内容の違いにつきましては、現行相当サービスが機能訓練や食事、入浴などを通じまして、日常生活機能の向上を目指します。サービスAにつきましては、体操やレクリエーション等の日常生活機能の維持を目指すものでございます。サービスAでは、送迎が必要な場合には、そういったものにも応じることができず、選択することもできません。

対象者は、現行相当サービスが要支援の1・2を対象としておりまして、サービスAにつきましては要支援の1・2にチェックリストの該当者という方が加わります。

介護報酬につきましては、現行相当サービスは月単位になり、要支援の1が週1回、要支援の2は週2回までになってございます。サービスAにつきましては1回を単位としておりまして、2時間以上で午前中のみとか午後のみという短時間を予定しております。330単位で送迎がない場合は、そこから減算をしまして、利用につきましては最大週1回まで利用できるようになってございます。

サービス提供者は、現行相当サービスが市内の全事業者が実施予定になってございまして、サービスAにつきましては4事業者が実施を予定しております。

なお、こちらにつきましても、やはり住民参加型のサービスや専門職による短期集中型のサービスにつきましては、今後検討を行っていくというふうに考えております。

27ページの検討の体制でございます。

平成28年1月から那珂市の介護予防生活支援サービス推進協議会で検討を行ってまいりました。また、下部組織といたしまして、専門家とか介護事業者の代表者による運営部会、訪問部会、通所部会などを設置いたしまして、サービスの内容について検討を行ってまいりました。

今後の予定につきましては、平成29年1月に事業者向けの説明会、2月には利用者への周知と推進協議会の開催を考えております。4月から新しい総合事業へ移行を開始いたします。また、平成29年度には、引き続き推進協議会や各部会を開催いたしまして、引き続き検討を行ってまいります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

それでは、質疑ございませんか。

副委員長 現行から新たに制度が変わるということで、今お聞きしまして、かなり複雑かなとは思いますが、今までよりも介護サービスに携わる側ね、受けるほうじゃなくて、携わる側の人数というのは、今度新たな体制になってふえる傾向にあるのでしょうか。

介護長寿課長 ふやしていきたいというふうに考えております。また、実際ですね、今回現行相当サービス以外の訪問型の、例えばサービスA1とかA2ができたというのは、例えば利用者の中で、丸々一日はお願いする必要がないんだという方がいらっしゃいます。または通所ということデイサービスに行かれる方も、1日は必要ない、例えば機能回復訓練だけやりたいとか、短時間だけでいいという方もいらっしゃるので、そういった要望にも応えていくというところで、そうなりますと、午前のみとか午後のみの方に利用いただければ、介護事業所といたしましても効率もよ

くなりますし、従業員の負担も減るといふこともありますし、利用者の単価自体もですね、当然時間が短くなりますんで、金額も安く利用できるということもありますので、まずはそういったものを提供しようというところから考えております。

委員長 よろしいですか。

外にございますか。

じゃ、すみません、また私から、申しわけないんですけども。

そもそも従来のかどうか、これまでのサービスから要支援1・2のサービスが市独自のサービスに移行するというところで、かなり市民の方からも不安があったかと思うんですけども、今のご説明ですと、これまで以上に手厚いサービスができるようになったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

介護長寿課長 選択肢がふえたということになります。

委員長 わかりました。

それともう一つなんですけど、チェックリスト該当者というのがありますよね、訪問型も通所型も。このチェックリスト該当者というのは、いわゆる要支援1・2に認定されていない方という意味でしょう。そうすると、誰がどういう形でこれを申請すればよろしいのでしょうか。

介護長寿課長 まずチェックリストについてなんですけれども、市町村の窓口で、まず明らかに介護認定が必要ないという判断ですね、例えばそれほど重くないだろう、この方という判断をされる場合、逆に言うと、この方は程度がある程度重いと、要介護になり得るだろうという方と、あとは今回上げます介護予防等生活支援サービス事業を利用しないという、それ以上もっと高い利用が必要だという方を除いて、一般的に要支援に至らないと思われる方、また、要支援1ぐらいかなという方につきましては、一応チェックリストでチェックをしていただいて、そちらで該当する方については、このサービスを優先的に利用していただくということになります。

ですから、現行の要支援の1・2よりも軽い方が対象というふうに考えております。

委員長 ですから、その軽い方が、つまり言葉はちょっと適当ではないかもしれませんが、いわゆる一般の方がサービスを受けようと思ったときに、そのチェックリストというのはどこにあって、どういうふうに申請したらいいのかというのがわからないんじゃないかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

介護長寿課長補佐 現在検討を進めているところです。4月に向けてチェックリスト該当者を線引きするというか、それは基本的には、現在のところ包括支援センターの職員に選定をしてもらう予定でおります。また、役所の窓口でもやる必要があるのかどうか、その辺も今後詳しく検討する予定ですので、大枠チェックリストの該当者、25項目質問をして、それで選定をするのは地域包括支援センターがメインということで考えております。

委員長 そうしますと、一般の方が、いわゆる要支援1にも満たないような方が、つまり自分の考えですね、判断で、このサービスを受けたいなという、いわゆる一般の方が包括支援センターに行って、こういうのを受けたいんだけどもということでも申し出て、チェックリストによってチェ

ックをして、該当すればサービスを受けられるということになるわけでしょう。ですから、一般の方がそういうのを知り得るんですかというのがちょっと心配なんです。

介護長寿課長補佐 お答えします。

一般の方については、今後周知をしていく予定です。介護の認定の申請とか相談に、市役所に来る場合もあると思うんですね。そういう場合には、市役所で介護の認定に当たるレベルの人かどうかというのをまず判断をしていきます。それで、この方は非常に軽いなど、それから介護のサービスも利用する予定がないというような方については、サロンとかね、あと緩和されたほうで十分じゃないかと判断したときには、包括支援センターのほうに、相談者の了解をとりまして、包括支援センターにお願いをしまして、本人のところに訪問してもらったり、まずはそこで 25 項目、チェック項目がありますので、本人から聞き取りをしてチェックをして、それで何項目該当すればチェックリスト該当者だというふうに判断をされますので、それを役所のほうに結果を返してもらって、役所のほうで介護保険証のところにチェックリスト該当者ですというふうにして、本人のところには周知をしていきます。

委員長 どういう手続が必要なんですかと聞いているんじゃないかと、一般の方々がそういうサービスがあるという、チェックリストに該当すれば利用できますよというようなことがどうやったら我々は知り得るんですかということを知っているんですね。ですから、先ほどこれから周知しますということですから、そういうことですよ。これから周知して、そういうのがありますから、ぜひご利用くださいと。ただし、もちろんチェックリストに該当すればということですよということで、これから周知をしていくということですね。わかりました。ありがとうございます。

副委員長 きょうのこれからちょっと外れるんですが、最近高齢者の認知症、その他の方の車の事故というのがかなりふえておりますよね。それで一つ、いつも疑問なんです、例えば認定、何ですか、要支援とか、認定されて1とか2とか3とか、認定されている方については、免許証の更新というのはされる、どの辺までチェックというか、警察のほうで、更新のときにあなたは認定されていますかとか、そういうことまで聞くことはないのでしょうか。要するに具体的にいいますと、認定されている方が、実際に車を乗っている方がおられるんですよ。だから、そういう方はどうなのかなといつも不思議に思いますので、ちょっと今お聞きしたんですが。

介護長寿課長 免許の更新の中で、例えば要支援を受けているとか、要介護の認定を受けているかどうかというような判断は聞いたことがないので、多分そういった判断はされないと思います。ただ、一般的な免許の更新で一定の年齢を超えたときには、その判断ができるかどうかとかという、免許の更新の基準の中で多分、免許センターで、それを判断にして該当する、更新ができるできないという判断をしていると思いますので、こちらの要介護とか要支援を受けている、受けていないというのは、判断基準には入っていないというふうに理解しております。

副委員長 そうですか。了解しました。

委員長 よろしいですか。

外にございますか。

君嶋委員 ちょっとお聞きしたいのは、来年度からサービスが始まる訪問型サービスの中で、現行どおりの介護支援ですね、生活支援で、訪問型サービスのA1とA2については、生活援助として清掃、掃除とか洗濯だけを行うということなんですけれども、これは本人の希望も確認した上で、そういうことを判断するんでしょうね。

介護長寿課長 これには、やはりケアマネジャーさんとかも当然かかわってまいります。ですから、ご本人の意思やご家族の意思と、あとはケアマネジャーさんが専門的な見地の中で、そういったご指導もいただきながら、この方にとって一番いいサービスはどれなのかということをご皆さんでお話をさせていただいて、検討していただいた中で、どれを使うというのは選択をお願いするというふうに考えておまして、ケアマネジャーさんにつきましても、そういったものはこれから説明を行っていくと、協力をお願いをしていくというふうに考えております。

委員長 外にございますか。

富山委員 このサービスは、外の他市町村も同じようにやり始めるサービスですよ。那珂市と外の市町村というのは、そんなに差はなく、同じぐらいのサービス内容になっているのかなというのを伺います。

介護長寿課長 現在、茨城県内の状況のほうをちょっとお話をさせていただきますと、11月の時点でございますけれども、県内で11の市町村が11月の時点でもう既にこの制度をスタートしております。また、28年度中、今後ですね、あと3市町村が実施を予定になっておまして、28年度中には14の市町村が実施をするというふうになっております。ということは、返しますと、逆に30の市町村につきましては、私どもと同じように平成29年4月からスタートするということになってございます。

今ご質問のありました中身につきましては、私どもも近隣市町村も含めまして、外の市町村の状況、金額、時間等も調査をさせていただいて、かけ離れたものにならないようにということで検討させていただいて、この数字をつくってございます。

委員長 よろしいですか。

それはどの程度なんですか。ただ、始めた、始めないじゃなくて、始めたところと比較してどうなんですか。

介護長寿課長 始めた市町村、例えばひたちなか市さんと比べても、それほど単位とかそういったものに大きな差はございません。

委員長 いいんですか、悪いんですかという話。

介護長寿課長 金額としては若干低目には、下げてはございます。それは、実際ですね、先ほど説明の中でお話しさせていただきました、実際これを行う事業所さんがいらっしゃいます。本来であれば、事業所さんの収入の部分になってきますので、本来事業所さんとしては、当然高い金額でやりたいというのが一般的な考え方になります。私どもとしては、利用者負担を考えれば、少しでも安いほうの金額で提供したいという考えがありまして、そこの部分の調整ということで、金額としてはほぼ近隣市町村と変りませんが、若干ではございますが、気持ちの程度ですが、少し

は下げることができたということでございます。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

君嶋委員 先ほど4事業者決定されているということなんですけれども、4事業者を知らせてもらえればお願いしたいと思います。

介護長寿課長 その4事業者分につきましては、通所型サービスについて今4事業者、手を挙げていただいているという段階で、はっきりいいまして、まだ確定ではなくて、話し合いの中でやってもいいだろうという段階でございます。今後これにつきましては、今回議会の中でご承認いただいて、今度は各事業所につきましても説明をこれから行っていきます。ケアマネジャーについても今行っていますし、説明をしていく中で、具体的に4事業所、3事業所が本当にやっていただけるということの確認をとっていく、そして正式にはそこに指定をしていくという形になってございますので、現段階ではまだ話し合いの段階で、やってもいいという程度のものでございますので、大変申しわけございませんが、そういったことでご理解を願いたいと思います。

君嶋委員 ということは、4事業者で、これが5事業者になる可能性もあるんですか、ふえる場合もありますよね。

介護長寿課長 可能性はございます。

君嶋委員 わかりました。

委員長 外にございますか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

再開を11時5分といたします。休憩後は保険課の入室をお願いいたします。

休憩（午前10時53分）

再開（午前11時07分）

委員長 それでは、再開いたします。

保険課が出席いたしました。

議案第81号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明をお願いします。

保険課長 保険課長の先崎です。外2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明します。

議案書の85ページをお開きください。

議案第81号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

那珂市国民健康保険税条例（昭和32年那珂町条例第23号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年11月29日提出、那珂市長。

提案理由でございます。

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）の一部の改正が行われ、平成 29 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める読みかえ規定を附則に加えるものです。

以下のページ以降に条文と新旧対照表がございます。

93 ページをごらんください。

那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の概要でございます。

改正の理由につきましては、先ほどの提案理由で申しあげたとおりでございます。

表の中ごろをごらんください。

附則としまして、現在 11 項まであるんですが、ここに新たに 2 項を入れるために繰り下げを行います。新たに第 10 項としまして、見出しに、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例を追加します。内容としましては、市民税で分離課税される特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める読みかえ規定を加えるものです。

次に、11 項としまして、見出しの欄に、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を追加します。内容としましては、市民税で分離課税される特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める読みかえ規定を加えるものです。

以下、12 項、13 項につきましては、以前の 11 項、12 項が繰り下がるものです。

施行期日としましては、平成 29 年 1 月 1 日からの施行ということになります。よろしく願いします。

委員長 ありがとうございます。

すみません、課長、市民にもわかるように教えてもらっていいですか。ちょっとそのわからない部分が多分あるかと思うんで。

担当の方お願いします。

保険課長補佐 そもそもになりますが、日本と台湾間の健全な投資、経済交流を促すために、平成 27 年 11 月に日本と台湾、窓口機関であります公益財団法人等が租税条約に相当する内容を規定している取り決めが結ばれて、それに伴いまして、国内法の整備ということで、法の整備に至ったわけでございます。

委員長 あれですよ、今課長が説明された、例えば 10 項、11 項の改正の概要をご説明いただきましたよね。市民税で分離課税されるとか、特例適用配当等の額をととか、その辺をちょっとわかりやすく説明していただけないかという、市民の方に。

保険課長 特例適用利子等、わかりやすく言いますと、特例利子等といいますのは、皆さんご承知の

ように銀行の預金の利子とか、国等の公債の利子ですか、そういうものを大まかな言葉で、昔は利子と言っていたんですけれども、国のほうで利子等ということで条文を改めている部分があります。イメージ的には銀行の利子とか国等の公債の利子が所得としてみなすと。今までは、台湾からこれいただくもので、実際のこれに当るものがどの程度いるのかといいますと、那珂市の国民健康保険の加入者であって、台湾のほうから、例えば利子の所得があるよとか、配当所得があるよと、そういうものが源泉で那珂市のほうに税務署から来ますよね、回ってね。その場合、これから、来年の1月1日から、だから29年から適用になるんですが、実際には30年の申告のときかなと思うんですが、そういうものも国民健康保険税の所得割、所得の算定をするときに、今まではグレーゾーンといいますか、二重課税とかいろいろな弊害が出ていたことがあるようで、台湾というのは現実的には条約が結べない、国同士のつき合いは正式にはできない機関であるとしても、現実にはそういう利子等とか配当等で所得が動いているよと。それを今まで、例えば正確にこういうふうに明記しなければ、課税の根拠にできなかつたと、そういう部分が少なからずあるということで、今度、国のほうで整備をしまして、国民健康保険加入者で、台湾のほうからそういう所得があった場合は、それも所得割を算定する基礎額に含めますよと。所得をがっちりつかんじゃいますよと。この規定によって、取りっぱぐれのないように、わかりやすいようにあれですよと。

たまたま市民税のほうにおいては、ここの部分が分離課税ということでなっているものですか、多分税率が違うのかなと、総合課税と分離課税。国保のほうは全体で所得割の算定をする基礎額として含めますと、そういう意味合いの改正ではあるんですが。

私もこれちょっと、税務課のほうでも多分同じようなことを出していると思うんですが、中身的に、じゃ、那珂市の加入者においてどの程度こういう人がいるのかなと言われた場合は、皆目見当がつかない状況ではあるんですが、ある程度所得をつかむ部分につきましては、税務課のほうでお願いをされていて、そちらでつかんだ所得に対して、国保で持っている税率で賦課をしていくという作業になっておりますので。そういう意味でのこの新しい2項を明確に入れてうたうということであります。

委員長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、質疑ございませんか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 81 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 90 号 平成 28 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

保険課長 それでは、ご説明します。

議案第 90 号 平成 28 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）。

平成 28 年度的那珂市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,244 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 69 億 2,121 万 3,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 11 月 29 日提出、那珂市長。

それでは、5 ページをお開きください。

款項目、補正額で申しあげます。

歳入になります。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金 6,816 万 2,000 円の減。こちらの減につきましては、負担金の対象算定額の減少によるものです。

2 目高額医療費共同事業負担金、補正額 677 万 2,000 円。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 1,917 万 1,000 円の減。こちらは同じく療養給付費等負担金と同じ対象額を使っております。そちらが下がることに連動して下がるものです。

5 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金、補正額 2 億 25 万 7,000 円、こちらは増額になります。

6 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金、補正額 677 万 2,000 円。

同じく 6 款県支出金、2 項県補助金、1 目調整交付金、補正額 1,917 万 1,000 円の減。これは国庫補助金と同じ金額で減額をしております。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目共同事業交付金 1,354 万 4,000 円の増になります。

次のページをごらんください。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 58 万 7,000 円でございます。

9 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金 1 億 9,984 万 1,000 円の減額になります。こちらにつきましては、今年度の決算において、基金当初 2 億 3,000 万円ほど予定をしておりましたが、最終的には 3,500 万円ぐらいの基金の取り崩しで、今年度はなんとかいけるのかなという今のところの見通しを立てております。よって、繰入額を減額しているものです。

10 款繰越金、1 項繰越金、1 目療養給付費等交付金繰越金、補正額 1 億 85 万 4,000 円でございます。こちらにつきましては、平成 27 年度繰越金、全体で 1 億 3,000 万円ほどございます。このうち事業を賄うのに約 1 億強を繰り入れるものでございます。

次のページをごらんください。

歳出になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 83 万 9,000 円。こちらにつきましては、国民健康保険事務費の中で臨時雇い賃金の不足が見込まれますもので、必要額を補正するものでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額 7,100 万円。こちらの金額につきましては、主に国保連合会を通しまして、医療機関、那珂市の加入者がかかった医療機関へ支払う、病院へ払うお金でございます。現在の状況で見ますと、昨年と比べまして約 2% 程度給付がふえております。先ほど来話もありました、今後インフルエンザの発生とかいろいろ加味しまして、必要額として 7,100 万円ほど今回計上させていただいております。

続きまして、2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額 3,100 万円。こちらにつきましては、やはり昨年度と比べますと、大体 10 月同時期で比べて高額療養費 5% ほどの上昇がしております。やはり 3 月まで、決算期まで見まして、3,100 万円ほど不足する見込みがありますので、補正をお願いしているわけです。

次のページをお開きください。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等、1 目後期高齢者支援金、補正額 7,226 万 5,000 円の減になります。こちらにつきましては、支払基金へ払うお金なんですが、再計算がありまして、額が確定しまして、不用となる額を落とすものです。

2 目後期高齢者関係事務費拠出金、こちらにつきましても額が確定しましたので、不用と思われる額を落とすものでございます。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等、1 目前期高齢者納付金、補正額 53 万 6,000 円の減でございます。こちらについても額の確定により減額をするものです。

同じく 2 目前期高齢者関係事務費拠出金、補正額 7,000 円の減。こちらにつきましても、先ほどの理由と同じになります。

6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、補正額 4,194 万 9,000 円の減になります。こちらにつきましても、支払基金のほうから今年度の介護納付金那珂市分としまして減額、平成 28 年の介護納付金の場合、前々年度の精算額が返ってくるような形になります。当初交付決定がありまして、その後に精算額ということで、これだけ下げているですよという通知が来ます。それに基づきまして、平成 26 年度で約 3,500 万円程度の精算が発生している、要するにマイナス、納め過ぎたという形なので、いいですよということで、所要額を減額しているわけでございます。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、補正額

2,709 万円。こちらにつきましては、国保連合会で運営しております県の高額共同事業拠出金というのがございます。当初茨城県内で 82 億円で見ていましたが、やはり県内全部でかなり高額な出費がふえているということで、県のほうで事業規模を 100 億円にふやしました。それに伴って、那珂市の割り当て分としまして、所要の 2,709 万円ほど拠出がふえたこととなります。歳入のほうでもありましたが、これに関しては、県、国、国保連のほうから応分の額が戻るような形になっておりますので、特段これによって極端に財政が疲弊してしまうというようなおそれはないかと考えております。

次のページをごらんください。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、補正額 120 万円でございます。こちらにつきましては、過年度、国保の加入者において、現年度分の税の戻し等につきましては、現年度でやりくり、戻入といいますか、出し入れができるんですが、過年度分について、27 年度以前にさかのぼって国保の資格がなくなったとか、そういう方について、27 年度に納めてしまった税金を歳出という形で戻さなければならない事務処理があります。それがございまして、9 月末現在で 206 万円ほど今支出をしております。3 月まで見ますと、やはりこの 120 万円ぐらゐの額が例年不足すると思われまので、とりあえず予算措置をさせていただいております。

3 目償還金、補正額 608 万 9,000 円。こちらの額につきましては、平成 27 年度の療養給付費等負担金ですね、国の補助金ですか。こちらの額が確定しまして、那珂市分の返還金ということで、国に返すお金で予算措置をさせていただいております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

じゃ、すみません、1 つお伺いしていいですか。

7 ページの一番下の一般被保険者高額療養費の補正、この額と、それと 9 ページの先ほどご説明のあった県への割り当て金ですね。これの違いがよくわからないんですが、教えていただいていいですか。

保険課長 7 ページの高額療養費、これは国保の会計で、皆さんが病院にかかった場合に、基本的には現物給付と言いまして、自己負担額は自分で払いますね。それより超えた場合は、医療機関に払う部分と、あとは何カ所か病院にかかってしまって、それが月でトータルして計算したら自己負担額を超えてしまったよと。ですから、自己負担というのはわかりやすいと、例えば 4 万 4,400 円の限度額の方がおります。病院も 1 カ所、そこまでしかいかないんですけども、例えば病院 5 カ所行ったよと、調剤とかで。それで足したら 6 万円払ってしまったよといった場合に、1 万 6,000 円ぐらゐを現金で加入者の方に戻すというような予算措置の部分でございます。

先ほど、今、委員長からご指摘がありました高額医療の共同事業の拠出金、こちらは各市町村の財政の安定化を図るために国保連合会において各市町村に割り当てをして、給付実績に基づい

てなんですが、那珂市の場合は、大体今回ふやすことで1億5,000万円拠出することになります。これに対して応分の負担金で戻ってくるよという制度になっているんですが、何ていいますかね、国保連の事業会計の中に拠出をするお金なんです。7ページの給付につきましては、那珂市のほうから病院に払ったり、あとは市民の方に戻したりという会計ですので、もともとそういう意味では分かれているというふうにご理解いただければと思うんですが。

委員長 その9ページの、県に払ったものの中から払ってもらえるんじゃないんですか。線引きがよくわからないんですけどもね、市が払うものと県から払うもの。

保険課長 わかりました。

この共同事業拠出金につきましては、9ページですね、こちらの1億5,000万、これにつきましては、拠出する算定となる1枚あたりのレセプトが80万円以上のものに対しての事業勘定になっております。それで大体那珂市では、今回ふえているので、1億5,000万拠出してくださいねということで。逆に今度は交付金でそれに対して入ってきます。これが歳入でいいです、まず国庫分ですね。高額医療費共同事業負担金、こちらで国庫で4分の1戻ります。あとは県のほうから、県でやはり4分の1戻ります。さらに2分の1について、国保連のほうから戻ります。総体でいうとほとんどチャラのような形にはなるんですが、あくまでも各市町村で、例えば那珂市なんかは割とそうではないんですが、予算規模が少なく、財政的に大きな疾病の人でお金がぼんと出た場合というのは、財源が物すごく、市町村ごとでやっていると不安定になってしまうと。そういうのをやっぱり県全体でカバーして、高額共同事業として国保連のほうで、それを懐を1つ、国保連でその特別会計を持っていますから、そこの中でやりくりをしてやっているというのが現状ではあるんですが。

委員長 わかりました。

県に拠出して、県からの交付金、それから国庫補助金ですか、国からの交付金。そういったものが1回那珂市に歳入で入ってきて、そこから払っているんだよということですね。

保険課長 そうですね。歳入になりますので、それは当然払う原資にはなっております、そういう意味では。

委員長 その那珂市の負担が膨大にならないように、県に一旦拠出して、そこからいただいているということですね、簡単にいうと。

保険課長 そうですね。

委員長 わかりました。ありがとうございました。

外にございませんか。

議長からお願いします。

議長 那珂市の国民健康保険の将来を伺いたいんですけども、やっぱりどうしても市民から見ると、国民健康保険、那珂市は高いんじゃないかなと。これどうなっているんだろうかな。健康な人ほどそうなんですけれども、あれだけ健康保険払っていて、俺ら余り病院行かないんだよとか、そういう感じがあるんですけども、これやっぱりこの中で、赤字というか、支出が多くなって

くと、これからも健康保険は上げていかななくてはならないような状況でしょうか。

保険課長 那珂市の茨城県における順位といいますか、どういう水準にあるのかなというまず概要をご報告したいと思うんですが、一般的に国保税が高いよと言われるのは、私らも窓口で言われる場合があります。でも、やはり国保税の場合は受益者負担の部分もありますし、一定の条例で賦課をしている。そうするとどうしても、何ていいますかね、率を上げたって、所得がないとなかなか税収というのは上がりません。やみくもに率を上げられるわけでもございません。ある程度所要額が満たせるような形で条例等で設定をしておるんですが、現状としては、那珂市の国保税は大体県内真ん中辺ですよ。これは、今まで1億円を赤字繰り入れしていただいたり、5,000万のときもありました。そういう部分で、本来であればこの赤字繰り入れというのは受益者負担、独立会計の原則からいえば、余り好ましい話ではございません。これは行政の政治姿勢として、那珂市は5,000万から1億円入れていますね。例えば隣接市町村、名前は出しませんが、3億も4億も入れているところもあります。

一般会計に財源的余裕があれば、市民へ還元するという意味では、赤字繰り入れといいますか、繰り出しというんですか、一般会計からいえば繰り出し、国保のほうでいえば繰り入れ。この場合、那珂市は大体1億もらったとしても、1人頭になると1万5,000人いますから、6,000円の一般会計からの補助ももらっているよと、1人あたりでいえば。でも、市町村によっては、これが1万のところもありますし、1万5,000円のところもあります。いろいろそれはやっぱり行政の何ていいますか、考え方で、首長さんなり議会なりと相談しながら予算を執行している状況ではあるかと思しますので、決して那珂市としては、今のところ税金が取り立てて高いという認識は持ってございません。

ただ、現状を申しますと、国保の加入者1万4,300ぐらいですか、かなり減ってきております。これはやっぱり少子化の部分もありますし、あとは民間がある程度景気が戻ってきて、被用者保険の拡大等で随分今幅を広げていますね。そういう部分で国保の加入者としては減ってきている状況があります。これと比例すればいいんですけども、反比例に逆に給付、支払いはふえています。ここ何でふえていってしまうのかな、加入者減っているのになという事で、私らもいろいろ自分なりに調べました。やはり皆さんご承知のように、今テレビ等でやっております高額な調剤、いい薬できましたよね、名前を言ってしまうでもいいでしょう、ハーボニーとかソバルディとか、オブジーボとかあります。例えばハーボニーというのはC型肝炎の薬なんですけど、1錠5万いくらしです。当初は8万でした。現実に那珂市で、私も非常に財政を危惧しまして、対象者何人ぐらいいるんだということでレセプトを調べさせました、そういう情報を持っていますから。そうしたら100人以上います、C型肝炎、疑いがついている人。この方にはハーボニーなりソバルディなりの投与がおそらくやられるのかなと。処方を見ますと80日間投与する、5万いくらしにしても五八、400万の医療費が発生します。80日ですから2カ月半になると思うんですが、でも、患者さんの負担というのはせいぜい五、六万とか。所得によりますけれども、さほど、10万までいかないような負担で。

ですから、これ患者さんにすれば、やっぱり非常にいいことですよね。新型の薬ができて、病気が完治できる。すばらしいことだと思います。ただ、それに伴ってね、財政のほうがなかなかついていけないのかということで、これ那珂市に限らず、やはり逼迫してきているというのがあると思います。

あとは、那珂市ばかりじゃないんですが、前期高齢者と言われる方ですか、65歳から74歳ですね。国保の中でも、ここの占めるウェートがだんだん比率が大きくなってきています。75歳で後期に抜けてはいくんですけれども。ですから、これが逆に64歳以下の世代がある程度入ってくれば、どうしても高齢者になれば、好むと好まざるにおいて、病院、体がまいってくるという部分がありますよね。ですから、そういう意味では、なかなか医療費が右肩上がり、少しずつでも上がっていくなど。ですから、やっぱり平均年齢が上がっている、あとは医療技術が高度化していろんな治療ができていよということで、これはいいことでもあると思います。平均寿命が延びる、健康寿命が延びる、医療も高度化して早く治って健康な体になってもらう。自分の健康に関心を持ってもらう。やっぱりこういうところがないと、なかなか財政がうまく回っていかないのかなというのは危惧をしております。

あと、もう一つ、ついでに申しますと、ご承知のように平成30年度から、国保の広域化で茨城県1本になります。市町村の窓口運営じゃなくて。茨城県、あくまでも事務的にはやることはほとんど変わらないんですが、保険証の発行が茨城県が発行していますと。交付は住民票がある住所地で、那珂市とか大宮とか、そこに住所のある交付市町村が当該市町村で、発行者は茨城県だよと。これはまさに県が責任を持って、国保の財源の手当てをしますよというスタンスになってきます。

問題はそこからなんですが、今度、今まで集めていた保険税で、県へ納付金という形で納めるようになるんですが、そこが現在の保険税率で間に合うのか間に合わないのか、これ今いろいろ作業をされております。近いうちに那珂市においてもいくら納めろというのが出てくると思われますので、そういう時期が来ましたら、やっぱり議会の皆さんと、ご説明しながら、ご理解をいただきながら対応していかなければならないというふうに考えております。那珂市だけ広域化反対というわけにはいきませんので、その辺よろしくお願いします。

委員長 よろしいですか。

外にございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 90 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

この後、請願第 5 号を審議いたします。保険課の担当者以外の方はご退席をお願いいたします。
説明者の入室、よろしく願いいたします。

休憩 (午前 11 時 40 分)

再開 (午前 11 時 42 分)

委員長 それでは、再開いたします。

請願第 5 号 「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」提出を求める請願を議題といたします。

では、最初に、事務局に請願書を朗読させます。

次長補佐 請願第 5 号、紹介議員、那珂市議会議員、花島進。

「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」提出を求める請願書。

請願趣旨。

私ども茨城県社会保障推進協議会は、社会保障制度の改善・充実をはかる目的で活動しております。

さて、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しの議論が厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で開始されました。日本医師会の委員からは見直しに反対の意見が、全国老人クラブ連合会の委員からも、後期高齢者医療制度の発足時と比べて高齢者の所得は大きく変わっていないとして、特例見直しを疑問視する意見を表明されています。

そもそも後期高齢者の保険料軽減特例は、制度の円滑な運営を図る観点から政令本則に規定された軽減に加えて導入され、平成 20 年度以降国の予算措置により継続されているものでありますが、8 年を経過し制度として既に定着しており、全国の後期高齢者医療広域連合の平成 28 年度予算では、低所得者約 747 万人、元被扶養者約 169 万人が特例の対象者となっています。

国においては、平成 27 年 1 月 13 日に開催された社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子が決定され、「後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)の見直し」が盛り込まれたところです。その中で、保険料軽減特例については「段階的に縮小」し、「平成 29 年度から原則的に本則に戻す」ことが示されました。

今回の保険料軽減特例の見直しは、低所得者における保険料負担の大幅な増加につながるものであり、年金の段階的引き下げや生活必需品の値上がりなどにより、後期高齢者を取り巻く環境が極めて厳しい状況であることを考え合わせると、安心して医療を受けていただくためには保険料軽減特例を継続することが必要であります。

そのため、私どもは別紙に示す内容で各地方議会からも国に対して意見書を上げていただく取り組みを進めることとなりました。貴議会におかれましても趣旨をご理解いただき、国への意見書が採択されますよう、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

請願事項。

「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」を国に提出していただくこと。

平成28年11月18日。

請願者、茨城県水戸市白梅4-1-30 信和総業ビル2A、茨城県社会保障推進協議会、代表委員、瀧澤利行。

続いて、2枚目が意見書（案）でございます。

後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書。

こちらの最初の「後期高齢者の」から3段落目までは請願書の内容と同じでございます。

その下、そのため、国においては、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しを行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度とするよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先はその下の3カ所となります。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

続いて、請願の紹介議員であります花島議員より申し出がございましたので、請願内容の説明を5分程度でお願いしたいと思います。

花島議員 請願者のほうから参ってお話しするべきところなんですけれども、多分、多数の議会に出していると思いますので、こちらにはちょっと来れないということで、私にわか勉強して、趣旨をお話ししたいと思います。

なにぶんにわか勉強ですので、間違ってしまったたり、あるいは足りない分がありましたら、執行部の方に補正するなりしていただきたいと思います。

まず、私のほうで用意しました資料は2点ありますので、この色のついているほうをごらんください。

まず、後期高齢者というのは、全て一括、今までの保険から外されて、県がやっている後期高齢者医療広域連合の中でやるということをご存じだと思います。それで、その保険金がどうなっているかというのを改正した広域連合のホームページからとった資料が最初の資料です。

これの3ページ目を見ていただきたいと思います。

ここにグラフがありまして、年金収入の金額を例にとって、年金収入によって保険料はどうなるかというような図が書いてあります。この中、緑の部分が軽減措置による部分です。ごらんのように基本の保険料というのは各人定額の部分と所得に依存する部分があるんですが、それに対して軽減措置がされているのは、この緑色の部分です。

これだけだと、今回の言っている特例というのが何だかわからないですね、私はわかりませんでした。それに関して、次に、もう一つの資料をごらんください。この厚いやつです。

これは、私が厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会に厚生労働省保険局が出した資料をまとめたものです。それで、資料の構成からいって、その資料を全て出しましたので、今回の件に

関してというのは5ページ目から記述されています。

先ほど請願の趣旨の読み上げにありましたように、平成27年1月から取り入れられた方針がありまして、この軽減特例というのを将来見直すということになっているんです。ただ、その見直す背景、そのもとには、高齢者の収入を上げるという施策をして見直すということになっているんですが、なかなかそうはなっていないということで、この特例削減を見直してほしくないというのが請願の趣旨です。

では、どのような特例削減があるかというのが次の6ページ目をごらんになってください。

これは、厚生省が出した見直しの方向の何パターンかの案を示したものです。

そのページの右上にあるのは現行状態です。これは、先ほどの県のものと比較するとわかりますように、この新しい図で赤色の部分が特例削減に当たります。見直してほしくないというのは、このまさに特例削減で、先ほど県の資料からお話ししました、削減、緑色の部分が全て特例ではないんですね。このごく一部が特例削減です。

ということで、いろいろな案が提示されていますが、いずれにせよ最終的にはこの特例削減をなくしてしまうということになります。この境目がいくらになるかといいますと、年収でいえば、80万とか168万、220万、それで、現役世帯並みに十分収入がある方についてはもともと特例削減措置はありませんので、今回の話には関係ないということになります。

ということで、高齢者の年金も含めて問題ですが、医療保険についても負担を多くするというのはいろいろ問題があるかと思いますので、請願にご理解いただき、ぜひ意見書を出していただきたいと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、委員からのご質疑、承りたいと思います。

質疑はございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑がないようですので、説明者への質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

説明者及び保険課の職員は退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

休憩（午前11時50分）

再開（午前11時51分）

委員長 再開いたします。

これより各委員よりご意見を伺いたいと思います。

意見等ございますでしょうか。

副委員長 これ賛成、反対は言わなくていいんですね、意見としてね。

委員長 いいんです、意見です。

副委員長 この請願につきましては、私も年齢的にもう後期高齢者の間もなく仲間入りをするかなと

いうところで、主人は既にもう、70 ですからまだですけれども、間もなくなるということで、周りにはいっぱいこういう方がおります。実情も聞いております。ですから、今回のこの特例の継続を求めるといふことには、ちょっと理解を示したいと思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

外にございますか。

大丈夫ですか。外にございませんか。

副委員長 やめるなということですよ。その軽減措置をやめないでということ。

委員長 ございませんか。

どうぞ、意見というよりも疑問でもいいし。いや、ちょっとよくわからないとか、そういうのもいいし。

君嶋委員 やはり今の世の中というか、今の流れを見ると、後期高齢の方でも所得のある方はたくさんいるんですけれども、ただ、筒井委員からも話が出ていたように、周りを見ると年金も本当に少ない年金で病院通いをしなければならない、それに賄っていくとなると、本当に大変な方もふえているのも事実なんで、やはりそういうのを見れば、一応この意見書に対しては賛成というかね、意見書でいいのかなと思いますね。やはり現状、国民年金で、じゃ、病院通って生活するかといったら、本当にきついで、ちょっとその辺は考えていくべきかなと思いますので、私もこの意見に賛同するという感じです。

委員長 外にございますか。

(なし)

委員長 なければ、意見を終結いたします。

それでは、討論に入ってよろしいでしょうか。

これより討論に入ります。討論ございますか。

それでは、特に先ほど反対意見はなかったようですが、賛成という方もいらっしゃいましたので、もう一度、賛成として討論をお願いできますか。

君嶋委員 低所得者数も全国で 747 万人、などもふえているということの中で、この後期高齢者の保険料軽減特例の継続を私は求めていくべきだと思い、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、討論を終結いたします。

これより請願第 5 号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第 5 号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。

全員挙手なので、全員賛成と認め、請願第5号は採択すべきものと決定をいたしました。

なお、本会議で採択された場合は、意見書を提出いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

休憩（午前11時57分）

再開（午後12時59分）

委員長 それでは、再開いたします。

請願第4号「奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書」の採択を求める請願を議題といたします。

では、最初に事務局に請願書を朗読させます。

次長補佐 それでは、請願書を読み上げます。

請願第4号、紹介議員、那珂市議会議員、笹島猛。

「奨学金制度の改善と教育費負担の軽減に関する意見書」の採択を求める請願。

わが国では1998年以降下がり続ける保護者の賃金収入と、相反して上がり続ける大学の学費により、学生は奨学金を借りなければ大学に通うことが困難になっています。奨学金制度を運営する「独立行政法人日本学生支援機構」によれば、2014年度実績では135万人（無利子奨学金47万人、有利子奨学金88万人）が同機構の奨学金を利用しています。これは、全国の大学生のほぼ2人に1人にあたります。卒業後も含めた学生を取り巻く環境の変化からすれば、奨学金の無利子化が望まれるところであります。

他方で、大学卒業後には3人に1人の学生が非正規雇用となっており、2015年4月には、返還猶予期間が5年から10年に延長されたものの、奨学金を借りた8人に1人が返済の滞納や猶予の状態にあるとされています。また、国立大学の授業料を含め授業料が値上げの傾向にあります。（国立では2015年度約54万円の授業料を2031年度には約93万円にすることを検討しています）

こうした実態は、学ぶ意欲と能力をもった貧困世帯の子どもが、高等教育を受けることにより相対的に高い職業能力を身につけたとしても、貧困から脱することができない状況を生む可能性を示唆しています。

こうした現状に鑑み、貴議会において、下記の内容を柱とする意見書を採択の上、国会及び関係行政庁に提出くださいますよう、要請いたします。

記。

1. 貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止（廃止までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当）すること。また、所得に応じた無理のない返済制度をつくり、返済困難者の実情に即して適切な救済を行うこと。

2. 貸与型から給付型へ、奨学金制度を改善し、大学等において国の給付型奨学金制度を導入すること。

3. 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充等を図ること。

平成 28 年 11 月 17 日。

請願者、茨城県ひたちなか市西大島 1 丁目 1 番 2 号、日本労働組合総連合会茨城県連合会、常陸野地域協議会議長、桑名勝弘。

続いて、2 枚目が意見書でございます。

こちらの文面につきましては、ただいま読み上げました請願書と同じ内容でございます。

その下のところです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は以下の 4 カ所となっております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

では、続いて請願提出者の方から申し出がございましたので、請願内容のご説明を 5 分程度でお願いいたします。

また、ご説明前に出席者のご紹介、自己紹介をお願いいたします。よろしくどうぞ。

連合茨城副事務局長 日本労働組合総連合会茨城県連合会の佐藤と申します。

今ほど請願を読み上げていただきまして、ありがとうございます。中身につきましては、今ほどの内容での請願となりますけれども、改めてご説明させていただければ、現状 2 人に 1 人がもう既に奨学金というお金を借りながら学業に専念し、さらには、これに基づいて、卒業した際には奨学金という名もとのローンを背負ったまま社会に旅立っていくといったところも現状では問題になっているのかなと思ってございます。

また、こういったところを含めても、やはり今は当たり前のように大学に行きたいといったところは存在するのかなと思っておりますし、大学に行った際にも、まだまだ奨学金では足りないということで、アルバイトを続けながらも奨学金返済のためにアルバイトを二重、三重としながら、その奨学金も返さなければいけないというところがございますので、この奨学金を返すべくアルバイトをしたところ、やはり学業にも専念できなくなり、いわゆる学校をやめざるを得ないといったところも、裏には問題といったところがございます。

こういったところを含めても、学生がですね、やはり学ぶ意欲がある方がまだまだそういったところが苦になって大学にも行けない。そういったところをなくすためにも、やはり今ある制度を拡充を求めていきたいと。

その 1 点目がですね、こういった無利子にさせていただくところが 1 点目に上げさせていただいております。やはりまだまだ日本の教育費に公的な負担を設けているのがなかなか低いといったところがございますので、まずは有利子のものを無利子にする。さらには、今貸与型でございますので、給付型に制度を見直していただきたいと。こういったところを含めても、制度のあり方について拡充を求めていきたいと。

さらには、まだまだ、やはり経済状況によって高校、こういったところを含めても、高校の段

階からもう奨学金を借りざるを得ないといったところも数多く存在するのではないかなといったところもありますので、こういったところを含めても、大学問わず高等教育を受ける、この奨学金制度のあり方の見直しを含めて国会のほうにご意見を提出いただきたいなど。そういったところから含めても、支援の拡大をお願いしたいと。

さらには、もう一方では、教育改革といったところもございますけれども、まずはこういった支援体制の強化をお願いしたいといったところが我々連合としての求めるものでございますので、こういったところを含めての那珂市議会の皆様のご判断をお願いしたいなと思ってございます。

簡単ではございますけれども、説明とさせていただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対し、委員より質疑がございませんでしょうか。

君嶋委員 すみません、説明していただきまして、その中で、今話の中で、大学生の奨学金制度、奨学金を借りている方も2人に1人という話ですけれども、その後、高校生なども借りている方も現状いるという話は受けたんですけれども、今の少子高齢化で、今現状見ると、子供さんというのは、私らのときというのは3人、4人、5人ぐらいいたのが通常だったんですけれども、1人ぐらいで子供さんも少なくなってきた、そこにお金をかける家庭もよくいると思うんですね。ただ、私立の中学、高校行って大学もという形を選ぶ方もいる、お金をかけているような方もたくさんいるような感じもするんですけれども、そういう中で高校生などの奨学金を受けている方というのは何割ぐらいいるか、その辺はわかりますか。

委員長 ご説明の方。

連合茨城副事務局長 申しわけございません。高等教育においては、やはり母子家庭メインなのかなと思っておりますので、それと、これは全国的にはちょっと把握はしてございませんが、高校の授業料無償化については見直しがされて、年収ベースも設けられたといったところも聞いております。また、茨城県においても、高校における奨学金の制度の中で、返済を必要としないものも県では設けられておるんですけれども、この金額については、教育費の授業料ベースといったところを含めても、まだまだ少ない点もあるので、そういったところを含めた額についても支援をいただきたいというところがあるんですけれども、どういった数の方がこの対象となるかは、ちょっと高校までは把握はしてございませんので。後ほど確認させていただければと思います。

君嶋委員 大学生もそう、奨学金制度の中で返済しなくてもいいものというのは、私もさっきちょっと話をしたんですけれども、新聞配達などをやっても、学費とかそういうものの援助は受けられるんですね。大学生でも実際そういうものを受けている方もいると思うんですね。ですから、そういうものをちょっといろいろお聞きしたかったのがあったんですけれども。

今、家庭の事情でいろいろ難しい方もいるかと思いますが、そういう受け方もいろいろあるのかなということ、それで県のほうでも返済しなくても、そういう制度を取り入れてきているというのも事実かなと思うので、その辺はちょっと。私も感じたことをちょっと述べさせていただきました。

萩谷委員 このパンフレットは、用意してくれたのはそうですか。

連合茨城副事務局長 はい。

萩谷委員 ここにですね、激減した高卒求人数とこう出ていますよね。確かにこのとおりに減っているんだと思うんですが、二、三日、水戸放送局でやっていたけれども、NHKですけれども、23年ぶりの高校生の就職率がやっていたよね。23年ぶりと言ったと思ったんですけれども、高水準になったということで、それから見ると、これから見るとどのくらいだかよくわからないんですけれども、こういう新しいデータなんかは持っているんですか。

連合茨城副事務局長 申しわけございません、高卒の就職率については最新のベースはございませんけれども、やはり今もあると思いますけれども、学卒といったところのネームバリューでの求人というのは多く存在をするわけでございます、また現在も正規社員ではなく、非正規で働かざるを得ないといったところも現在存在してございますので、そこでも、不本意で、正規は求めていたんですけれども、非正規で就職せざるを得ないと。やはり職について、まず奨学金を返済せざるを得ないといったところがありますので、そういったところを含めても、一番いいのは高卒でも求人を多くとっていただける、さらにはそれが正規ということで、安定的な収入ベースがあれば、こういったところも問題にはならないと思うんですけれども、現在の社会情勢を考えますと、やはり5,500万、6,000万弱いる働く中で、やはり4割近い方が非正規で働かざるを得ないといったところがございますので、そういった社会状況も変えなければいけないと思うんですけれども、まずはそういったところを含めても、今、高卒の方も就職を一に考えるような状況にもなってきてはいますけれども、まだまだ大学に行って、そういった学卒をという名を持って就職を、求人を求めるところがございますので、こういったところを含めても、まだまだ難しい社会情勢があるのではないかなといったところがありますので、そういった方々への支援という形での対応をお願いしたいということでございます。

委員長 よろしいですか。

副委員長 ここに貸与型奨学金は無利子、それから延滞金は廃止云々とか書いてあります。さらに貸与型から給付型へと書いてありますね。給付型というのはあくまでもあげるわけですよ、本人ね。そうしましたら、私、大学というのはあくまでも義務教育じゃありませんので、あくまでも自分の力で入る学問だと思っただけですね。それで、例えば世の中、借りたものは返しますよね、それがルールですよ。だから、その学費に関してだけはいいだろうと、その状況に応じてなかなか大学に行けない方もいるから、それに対しては面倒を見てあげて、給付型というのは結局はあげるということですよ、でもいいだろうと思うのですが、私、給付型にして、果たして、それを給付型の学費を受けて大学に通った方が卒業されて、返さなくていいという頭がありますから、真剣に仕事に取り組むかどうかちょっと疑問視されるんです。

だから、ますます世の中の労働の環境ですか、それに対する意欲というのは、今よりもむしろ給付型を受けた学生というのは薄れるんじゃないかなという懸念があるんですね。おっしゃることはわかるんですが、あくまでも緩和する形は私はわかりますけれども、何が何でも給付、ある

いはそういう方も必要かもしれませんが、何が何でも給付というのは、私はちょっと賛成できないんです。

さらに、さらに皆さん、返せない、返せないと言いますけれども、皆さんスマホを持って、車を持って、そういうかなり余裕のある生活をしていて返せないという方が、ちょっと私の見る限りでは多いんじゃないかと思うんですね。その辺の生活も含めた見直しをされてから、こういうことを考えたほうが私はいいかなど思っております。

ちなみにですが、この奨学金というのは、ちょっと私は経験ないんですが、月にどのくらい、何万円くらいが出ているんですか。一概には言えないんですが、平均的に。

委員長 お願いします。

連合茨城副事務局長 ありがとうございます。

こちらのお手元に配付させていただきました資料の裏面ですね、最終ページのほうに、貸与額月3万円から12万円ということで、3万円ベースでいきますと、貸与総額144万、さらには固定金利と年率3%の上限金利の場合という2つの場合で記載がございまして、このような形で例として挙げさせていただいておりますけれども、このような形で22歳から返済をスタートしていきますと、このような人生設計の中ではこういうふうな形になっていくのかなといったところがございまして、やはり奨学金で学業をする方、制限がございまして、その方については、どうしても家庭環境において学費が補い切れないといったところがある、そういったところを含めても、借りてですね、社会に貢献するといった方がこういったところで借りているのかなといったところもございまして、そういった方々に対する支援というのは、なるべく拡充していくべきではないのかなといったところが我々としての考えでございまして。

やはり筒井副委員長のおっしゃるとおりで、全てがそういった借りたものを返さなくていいものではないとは私のほうも考えてございましてけれども、現状ある制度の拡充をぜひお願いをしたいなといったところが我々の思いでございまして。

やはり現在奨学金制度の見直しの中で、対象者についても議論の中に入っているといたるところもお聞きしてございまして、そういったところを含めて、借りたものについては返すといったのがベースでございましてけれども、借りたものに対する恩返しではないんですけれども、社会に旅立って国のためといったところ、そうしたところ、社会のために、よりよいですね、学んだ学業を社会のために貢献、そういったところも一つの課題にはあるのかなと思っております。

返済ベースについては裏面のとおりでございまして、改めてご確認いただければと思っております。

委員長 外にございますか。

じゃ、すみません。私から1点。

先ほど正規、非正規の問題があつて、なかなか非正規とかアルバイトだとか、それだとなかなか返せないというのはあるでしょうけれども、いわゆるそういう正規とか、いわゆる正規社員に採用されるまでの間、返済を何ていうんですか、据え置きといいますか、そういった措置という

のはあるんですか。

連合茨城副事務局長 現在、確定ではございませんけれども、情報によりますと、この制度については所得ベースによっていろいろな返済期間の延長とか、そういったところも現在考えているといったところはあるんですけれども、そういったところを含めても、制度の見直しが今、古川委員長がおっしゃったとおりの中身に変えていただけるのも、この奨学金を借りている方々に対する救済策になるのではないかなと思っておりますので、そういった貸与期間については若干緩和はされてはきております、5年から10年ということで。卒業後7年後から返済といったところを含めても、やはりきっちりスタートしてしまうといったところも裏にはございますし、滞納してしまいますと、この支援機構から回収する会社へ委託されて、委託された側はあくまでもそのお金を回収するだけの業務を行うため、奨学金を借りた方にはかなり厳しい督促が行くといったところも現状ではあるといったところがございますので。そういったところを含めても、やはり返したくても返せないというような実情も現在あるといったところもご確認いただきたいなと思ってございます。

委員長 ありがとうございます。

もう一つ、すみません。本来は借りたというか、本人が返すものなんでしょうけれども、実際のところは、結局保護者が、親御さんが結局外のいろいろな教育ローンとかそういったものを利用するよりも、仮に利子がつくとしても、その率が安いというか、低いので、その奨学金を使って、実際に返しているのは親だったりするんじゃないかなという気がするんですが、その辺の現実はどうなんでしょうね。

連合茨城副事務局長 今おっしゃるとおりでございます、実情ベースで申しますと、やはり借りたお子様が返すのは親御さんでございまして、親御さんも退職金などを回して返すといったところも実情ではございますので、そういったところを含めても、なかなか、実際に退職金までもらえる親であればいいわけでございますけれども、そういったものがないという方がまず、やはり借りてきていた実情もあるのがその奨学金の方なのかかなと思っておりますので。一概には言えませんが、いろいろパターンではございます。

委員長 今、退職金の話が出ましたけれども、そうすると、子供さんが卒業してすぐこれ返済義務が発生するわけですね。そうすると、退職金まで待ってられないですね。そうすると、やはりお子さんが就職して、払える、払えない問題あるでしょうけれども、親も実際、現実問題払っているとすれば、親も、先ほどお話聞きましたけれども、親でさえ賃金が上がらない、なかなか返済できないとなるわけですね。そうすると、結局はこれは返済の義務者はいわゆる本人でしょうから、親が払えなかった結果、お子さんが何ていうんですか、信用を失うということにつながるんじゃないかな。

連合茨城副事務局長 そのとおりです、はい。

委員長 わかりました。ありがとうございます。

外にございませんか。

副委員長 ちなみになんですが、お名前、どなたでしたか。

連合茨城副事務局長 佐藤と申します。

副委員長 佐藤様は奨学金の経験はおありでしょうか。

連合茨城副事務局長 申しわけございません。私は高卒で会社のほうへ入社しておりまして、奨学金というのは私は受けてございませんが、2月20日に我々連合茨城と労働福祉団体であります労働福祉協議会共催で、このフォーラムを開催させていただいた際に、茨城大学の学生さん、実際に母子家庭の方で、今大学3年生ですか。ということで、実際に借りている方をお招きしてフォーラムをさせていただきました。やはりお母さんも働きながらといったところで、息子さんは、どうしても学力をつけて福祉の関係につきたいといったところで、やはりいろいろ勉強されていたところで、どうしても親には頼ることができなかったということで、奨学金という制度を利用させていただきながら、その後に控えるローンについても、奨学金の返済についても今現在考えているというところで、実際にお話をさせていただいて、身近にそういった方がいるといったところが改めて感じたといったところがございますし、また外の事例でいきますと、どうしても自分のやりたいことを求めたことによって、親から専門学校への資金をいただけなかったので、自分で奨学金を借りてしまったといった方のお話もありますので。その方もですね、昼と夜といろいろお仕事をしながら、今現在返済をしているというところがあって、やはり親には頼れないといったところの実情もあるといったところがございます。

副委員長 今事例をお話いただきましたけれども、そういうふうに一生涯懸命返そうという方が、生きる力を持って世の中に出ていくと思うんですね。だから、給付というのも少しちょっと待ったという感じがいたします。今の事例を聞いてよかったです。

委員長 外に。

大和田委員 私はその事例の一人なんですけれども、まさしくこの5万円を毎月借りていて、つい最近ですね、返済が終わったのが。そういった中で、給付に、確かに給付にはちょっと疑問が残るんですが、一番大変だったのは、まず貯金ができないということがあって、その返済に追われて。そうすると、自分なんかは頭悪いから子供なんか産んでもらってしまったんですけれども、将来に対する不安というか、そういったのができないだろうなど。子供を産むのにも貯金がないとできないとか、結婚にも二の足踏んでしまうとか。そういったところが問題だったなと私の中でも、夢中で返したのは返せたのでよかったんですけれども。確かに非正規雇用だとより厳しい状況にあるのかなと思いますので、給付はハテナとしても、これはとてもいい意見なのかなと思います。

以上です。何か質問じゃなくなってしまったんですけれども、すみません。

委員長 外に質問。

よろしいですか。

(なし)

委員長 じゃ、以上で説明者への質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

説明者の方はご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

休憩（午後1時28分）

再開（午後1時31分）

委員長 再開いたします。

それでは、各委員よりの意見をお伺いしたいと思います。

意見ございますか。

萩谷委員 これ私反対というわけじゃないんですけれども、ここにもいろいろ載っていますけれども、できればね、無理しなくて、大学行かなくて高校だけでも頑張れることもあると思うんですが、どうしても行きたいという方であれば、やはり確かに奨学金制度もありなのかなと思いますし、ただ、この2番のですね、貸与型から給付型、これを私は削除していただきたいと思うんですよね、いずれにしても。どうしても行きたいという人であれば、こういう制度も必要なのかなと思いますし、そしてもう一つ、やっぱり利息なしくらいでね、生活を少し支援して、やってもらうということもいいことかなとも思っていますので。以前は全く無利子だったということが出ていますよね、日本学生支援機構ですか、かつてあった日本育英会的时候は無利子だったとこう出ていますけれども。

私は、これを反対だという気はないんですが、できれば高校出だって立派にやっていける人がいますので、そういう気持ちも持ちながら、ちょっとこれには賛成という気持ちですね。国の社会というか、会社も企業も、やっぱりこれは非正規社員が多いということも、企業の問題もあるでしょうね。本当はなくしていただいて、どんどんね、それが一番いいんでしょうけれども。いずれにしてもどうしても行きたいという人にとっては必要なのかなと思います。

私は2だけ削除すればね、採択してもいいかなと思っていますけれども。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの意見は、1、2、3というふうに要望事項がありますけれども、2の貸与型から給付型へという部分については削除したほうがいいんじゃないかと。であれば採択に賛成だというようなご意見でありました。

萩谷委員 給付型についてあれなんですけれども、これ給付型になりますと、やっぱりどうしてもこれを、ただですからね。審査も厳しくなるんでしょうけれども、ものすごく給付してほしいという人がふえてしまうと思うんですよね、審査も大変だと思うんですが。そういうことで、2はないほうがいいかなと思いますよね。もし採択するのであればですよ。そうしたら賛成です。

委員長 ありがとうございます。

外にございますか。

富山委員 うちの場合なんですけど、まさにこの世代なんですよね。あと来年、再来年後には大学、まさに娘に、やっぱりこれだけの借金、奨学金を使っても。うちなんか多分使わないといけないなといろいろ考えていたところなんです。やっぱり学びたい気持ちを持っている子には、この大学の

授業料もしかりなんです、もっと開いてあげればいいのかなど。私は自分の立場上からも賛成の気持ちなんです、もっと、多分こういうのをフルで利用する子というのは、先ほど説明者のほうからもありましたように、母子家庭であったり、大変な、それなりの家庭の状況を持っている方々が使うんだと思うんですね。あと、親がしっかりしていれば、例えばこういうのも使わなくても、大学に行っている人たちもいますし、いろんなケースがあるということで、私はこういうの、もっともっと私なんかは大学の学費引き下げていただきたいし、そういうのを含めまして、私は賛成です。

委員長 ありがとうございます。

外にございますでしょうか。

副委員長 私もこの貸与型から給付型へというのがとてもひっかかりますので、萩谷委員がおっしゃったように、これがちょっとなくなれば認めようかなとも思います。

委員長 外にありますか。

ごめんなさい、先ほどこれご説明の方に聞かないでしまいましたけれども、この給付型、誰でも申請すれば給付されるということではないんでしょう、条件があるんでしょう。例えば成績だったり、家庭の事情だったり。ですよね。だから、何でもかんでも、こういう制度があるんなら給付してくださいといって手を挙げられるものではないわけですよね。

だから、先ほど萩谷委員、もしくは副委員長おっしゃったように、むやみに給付することによって、今度は卒業してからの働く意欲だとかそういったのが芽生えないとか、でも困るなどというようなご意見もありましたけれども、そういう条件がつく、やむを得ない方というようなことで考えればね、どうなのかなという気は私もいたしますけれどもね。だから、何でもかんでもむやみにということではなくてということのほうが、というふうに私は気がしますが、ごめんなさい、すみません。つぶやきでした。

外にございますでしょうか。

(なし)

委員長 じゃ、特になければ、意見のほうは終結させていただきます。

暫時休憩しまして、1時50分、再開したいと思います。

また、この後討論、採決になります、萩谷委員からもちょうとご提案というか、そんな形であった、例えば2番を削除して、1番、3番について採択とか、そういう方法もなくはないので、そういった部分も含めてそれぞれお考えいただいて、後ほどの討論、採決のほうに臨んでいただければなというふうに思います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩(午後1時38分)

再開(午後1時50分)

委員長 それでは、再開いたします。

これより討論に入ります。討論でございますでしょうか。

もし反対があれば反対ということで、反対討論はないですか。

(なし)

委員長 では、賛成討論があれば。

副委員長 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

ただし、私は、1、2、3とある中で、2番のこの貸与型から給付型へというところがちょっと疑問に思いまして、この給付型というのが、ある程度かなり厳しい条件のもとに当てはまる方だけが給付という形ならば、よろしいんですが、申請した人が割と楽に給付型という形になってしまうおそれがあるということで、私はこの2番の項目を外した形で、その外のところには賛成という形で意見を述べました。

以上です。

委員長 それに対する意見、討論ございますか。

大和田委員 私も賛成なんですけれども、給付型についても、この制度の改善等で、多分条件が付されるのではないかと思いますので、この意見書に対しては全部賛成という意見です。

委員長 それでは、討論を終結いたします。

それでは、ただいまの意見書の内容について、2番を削除する、しないという、いずれにしても賛成の討論でございましたけれども、意見がございましたので、まず意見書の内容は後ほどまたあれしますけれども、意見書を提出するということの採決を行いたいと思います。よろしいですか。

それでは、請願第4号を採択し、意見書を提出するという事に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。

それでは、全員賛成と認め、請願第4号を採択すべきものと決定いたします。

では、引き続き意見書の内容についてでございますが、意見書の内容につきましては、先ほどの討論で、2番の給付型へというような意見については反対だというようなご意見がございましたので、2番目を入れるか入れないかの採決をしたいと思います。

それでは、まず、ただいまの意見書(案)の1、2、3のとおり提出するという事に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。

それでは、賛成少数と認め、意見書については、1番と3番のみを付して意見書を提出するという事に決定いたします。

暫時休憩いたします。

休憩(午後1時55分)

再開(午後1時56分)

委員長 再開いたします。

それでは、（９）番、その他に移ります。

議会報告会での意見等への対応についてを議題といたします。

10月の議会報告会で出ました市民からのご質問やご意見のうち、当委員会所管のものについて検討をしたいと思います。

きょうは、議会報告会の記録は皆様お持ちになっていますでしょうか。

その議会報告会の記録をもう一度確認いたしますと、当委員会所管の部分については、5ページの下のほうのところに、参加者、教育厚生常任委員会で、高齢者福祉と子育て支援ということで、二本立てで調査活動をやるとし、高齢者福祉に重点を置かれていると思います。人口減の問題があるので、子育て支援のほうに重点を置いてほしいというようなご意見ありました。また、菅谷中宿では高齢化が進んでいる、高齢者を地域で見守ることが重点になってくると思うが、IT機器を使って見守ることをやっている市町村があると。文明の利器を活用した対策も検討してほしいというご意見がございました。

まずこの部分についてなんですが、この部分のまず前段の子育て支援のほうに重点を置いてほしいということで、議会報告会の中の報告では、高齢者福祉についてまず調査してきましたよと。そして、今は子育て支援について調査研究をしておりますよということでお話をしておりますので、子育て支援のほうに重点を置いてほしいということなんですが、今現在調査しているということなので、これについては特段問題はないのかなというふうに思います。

それから、後段のほうの高齢者を守るというようなことで、IT機器を使って見守って、そういうのも検討したらどうかということなんですが、実際にはもうIT機器を使って、昨年でしたか、説明がありましたが、もう始めているんですね。ですから、これについてももう始めておりますということでもよろしいのかなということなので、このご意見については、特に議論というか、検討する必要はないのかなというふうに思っております。

もう一点、今度は8ページなんですが、ちょうど中ほどですね、参加者のご意見、那珂市五台小学校から後台駅までの間は、高校が2つと短大がありますと。その道路、これは非常に交通、児童生徒の数が多いと。犯罪とか大きな交通事故とかは発生していないのですが、心配しておりますと。街路灯も少ない、それから防犯灯も少ないと。市役所の防災課にお願いしても、市の予算でやっているからどうしようもないと。後台中宿地区だけ補助金をいっぱい出すわけにはいかないということを言われているということですが、防犯灯の設置についてぜひ増額してほしいというようなご意見がございました。

防犯灯の設置という部分については、これは当委員会の所管ではないとは思いますが、あくまでも通学路と、通学路なのでというようなことで考えた場合に、教育厚生常任委員会として、執行部のほうに、通学路の安全確保という部分で設置を要望するかどうかという部分については検討というか、議論が必要かなというふうに思っておりますけれども。

この辺については皆さんいかがでしょうか。

副委員長 実はこれ私の管轄の五台小学校の周辺のことでありまして、実はこれ中宿地区というところ

ろの自治会長が話されましたので、私、昨日おととい行ってまいりました、この自治会長のほうに。その話をして大丈夫ですか。

委員長 どうぞ。

副委員長 確かに後台駅から小学校までの道のりは、キロ的には2キロあるんです。その中で見ましたところ、防犯灯が9個ついているんですね。それで、自治会長の意見ですと、さらに三、四個ふやしてほしい。自治会長も、LED化して少し明るくしてほしいということだったんです。私、昨日実際にそこを通ってきましたところ、防犯灯は9ですが、街路灯というんですか、大きいのがあれが6個ついているんです。だから、数的にはそうでもないと思ったんですが、実際に走ってみると、本当に夜は暗いんですよ。といいますのは、まちな家々の明かりがないので、民家の明かりが本当にないので、防犯灯をちょろっと天井にだけでは暗いんです。

それで、あそこはやっぱり高校生、短大生、小学生、みんな通りますので、夜、今の時期なんかもう4時、5時暗いですから、通りますので、やっぱりみんなね、周辺の方は、あそこの道路は暗い、暗いという意見がありまして、実際に本当に暗いんですね、その数の割には。ですから、もう少し明るくふやしてほしいという希望であります。これは私もそのとおり、ふやしてほしいなということは思っております。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

今、ちょっと確認なんですけど、あくまでも現在設置されている防犯灯、街路灯のそもそもの数が少ないので、増設してほしいという要望だということなんですね。単なる今あるものをLED化してほしいということではなくて。

副委員長 両方です。

委員長 今あるものをLED化していただき、なおかつさらに増設してほしいというご要望だということなんですね。

副委員長 そうです。

委員長 だということですが、これに対して何か皆さんは。

君嶋委員 この地域、五台地区は、五台小学校がありますけれども、その外に県の高校が、那珂高、水戸農業高校、そして短大さんがありますね。ですから、そういうものを含めて、文教地区なんですけど、市だけでやるのではなく、きちんと県のほうにお願いして、県のほうの施設もそこにあるわけですから、そっちからの整備をしてもらったらいいかないと私は思うんですよ。地域で防犯灯を設置するとすれば、それだけこれからは維持管理がかかってくるわけなんです。できればそういう面で、県の施設があるわけですから、県の高校があつて、あとは民間の短大があるということで、そういう面で、そちらからもちょっと支援をもらったほうが市のほうの負担は少なくなるのかなと思ってちょっと感じたんで、それをちょっと述べさせていただきました。

委員長 ありがとうございます。

外にございますか。

議長 今、君嶋委員が言ったように、これは那珂市議会として、水農、那珂高、短大の校長あたりの署名を一緒にもらって、県に直接かけ合う、委員長名で。そのぐらいのことをしてもいいんじゃないですか、市ばかりに負担をかけるんじゃないで。できる、できないはともかくとして、街路灯 10 基ぐらい、各 1 個、だって那珂高 3 個、水農 3 個、それで短大 3 つとかいったらさ、順番をこう置いて、そこらのつもりでやってもいいんじゃないですか。

委員長 ありがとうございます。

その場合の設置は仮にそれでお願いできたとして、今度は維持費という部分ではどうなんでしょうかね。当然設置もしていただき、その後の維持もお願いしますよとか、あと電気料の支払いとか、その辺。

君嶋委員 よく道路でも、国道とか県道の道路の防犯の安全等というか、それは管理は県でやるんですね、市ではないと思うんです、多分設置なんかも。だから、そういうのを使ってやったほうがいいのかと私は思うんですけれども。やはり市としては、県の施設でありますよね。そういうのは、その施設は、県のほうで建てれば管理してくれますから、そっちでお願いします。だから、要望を出して県のほうにお願いするというのも一つの方法だと思います。

委員長 ありがとうございます。

萩谷委員 君嶋委員が言ったのはいいことだと思うんですが、あそこは県道になっているのかな、あれ道路は、市道。

(発言する声あり)

萩谷委員 ま、そこをやることはいいんだよね。ただ、設置はするけれども、市道なんだから、維持管理をやれと言われる可能性もあるかもしれないけれども。いずれにしても、維持管理のほうはまだね、設置費用よりはね。

(発言する声あり)

委員長 いろいろちょっと調べなければいけないというか、考えなければいけない部分もあるかと思うんですね。現在でいうと、防犯灯については自治会、街路灯については道路管理者がという部分で、市道路線でやれば市のほうで設置して、その後の維持管理もするということだと、今あそこの道路、あそこの後台駅からのですね、あれは多分市道だと思うんですね。そうすると、その辺の部分がちょっと難しい部分はあるかもしれないので、その辺をよく調べて、議会として、議長からお話ありましたけれども、委員会名で出すのか、それとも市の教育委員会名で県のほうに要望するのかとかいういろんな部分の手法の部分でいろいろあるかと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

萩谷委員 その方法もあるでしょうし、3つの学校ありますよね、短大と高校と。その学校長の名で出してもらう方法もあると思うんだよね、教育委員会というよりも。学校として。

委員長 県に。

萩谷委員 そう。暗いから、子供らが、特に高校生なんかは部活とか何かで、特に後台駅を利用して自転車で通っている人結構いますよね。そういう面では、学校長からの要望という形で、県のほ

うに出してもらおうほうがね、通りはいいかなと思いますよね。

委員長 自然といえば自然ですね。県立学校が県に要望する。

君嶋委員 ただ、これは高校のほうで、うちのほうでは何も言っていませんよとなる可能性もあるから、やはりきちんと筋を通して、教育委員会と、あとはそういう学校とで話し合いをしてもらったほうがいいと思いますよね。やっぱり子供らの安全性を考えれば、高校生でも通るわけだから、その辺もきちんと伝えて。ただ、うちのほうは全然そういうのと言われたら困るんで、その辺はきちんとやっておいてもらったほうが。

副委員長 それはね、那珂高校とそれから短大と、校長先生の会があるんですよね、あの地域にね。そこで、やっぱり暗いからやってくれと、自治会長宛てに来ているんですよ。だから、もう、それで、その校長先生同士の署名を出そうと言っているんだけど、なかなか出してくれないと言っているんですよ、自治会長は。だから、もうその話はあったんですよ、一度。だから、行けばすぐに。

委員長 なるほどね。1つのやり方ですけども、市教育委員会、もしくは那珂市長名でもいいかもしれません。議会の、この委員会でもいいかもしれませんが、要望書を提出するのに県立高校の先生方の署名を添付して出すという方法もあるかもしれませんね。ただ、先ほど言いましたように、維持管理の部分まで考えますと、市道なので、県のほうでは設置はしますが、あとは市でやってくださいとかということにもなるかもしれませんけれども。

その辺は執行部とのきちんとそういう打ち合せをしないと、議会でお金出すわけにいかないでしょうから。

じゃ、いずれにしてもどういう方法でやったらいいかという部分を我々の意見として、提案として、教育委員会とかに伝え、どういう方法でやりましょうか、学校長の署名もいただきましょうかということで、いずれにしても県のほうに要望を出しましょうという、出すというような方向で進めてよろしいでしょうかね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 じゃ、そのような方向で、また結論というか、どうするという部分についてはまたご相談、皆さんにさせていただくかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 以上、議会報告会の中でのご質問に対してはそんな感じだと思うんですが、じゃ、その辺の議会だよりのほうにもこれ報告されるんですね。

ですので、具体的にどういう方法をとるという部分を決めてからでないと、なかなか、ただ単に要望しますという記事でいいんでしたらば、それは要望はしていくわけですから、載せていただいてもいいと思うんですが、具体的にどういう方法でやりますというのは、まだ今決定ではないので、それは議会だよりに載せるという部分については、まだ時間的には余裕ありますか。

暫時休憩します。

休憩（午後 2 時 12 分）

再開（午後 2 時 13 分）

委員長 再開いたします。

それでは、議会だよりに掲載し、ご意見を賜った方、市民の方への回答については、次の 3 月定例会後の発行の議会だよりということでございますので、若干お時間もありますので、それまでに具体的に方法を検討し、そしてその結果を載せていただければなというふうに思いますので、広報委員会のほうについてもそのようなお願いをしたいなと思います。

じゃ、議会報告会については以上だと思いますが、それともう一件ですね、最後のページ、10 ページなんですけど、上から 3 行目のところにありますとおり、豊喰地区から五台小学校に来るところに歩道がないところがあると。今どきそんな場所はないよと。通学路であるならば、教育厚生常任委員会としてもきちんと要望してほしいというようなご意見だったかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

具体的にどこを言っているのかがよくわからないんですが。副委員長、わかりますか。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午後 2 時 15 分）

再開（午後 2 時 18 分）

委員長 再開いたします。

それでは、この豊喰地区から五台小学校に来る通学路に歩道がないところがあるというご意見なんですけど、よく調査しまして、どこか、ちょっと特定して、必要に応じて教育委員会、もしくは執行部、土木課ですか、調整する、協議するというところに、この場ではさせていただきたいなというふうに思います。

我々サイドとすれば、子供たちを通学させるに適切な道を、適切な道を通ってほしいと。わざわざ歩道をつけるのではなくてというような部分も、考え方もなくはないので、その辺についてちょっと関係各所と調整をさせていただくというようなことで、この場はご理解をいただきたいというふうに思います。

また、先ほど言いました議会だより次号の発行までに、その辺の方向性が見えてくればまた具体的に掲載というか、記事にさせていただきたいなというふうに思いますので、そのようなお願いをしたいと思います。

では、議会報告会に対する対応については以上でよろしいでしょうか。

（なし）

委員長 それでは、続きまして、茨城県市議会議長会平成 28 年度第 2 回議員研修会についてを議題といたします。

日程等について、事務局から説明をお願いします。

次長補佐 それでは、お配りしました資料のとおり、28 年度の第 2 回議員研修会、日帰りの研修会が 1 月 17 日火曜日に予定されております。内容につきましては、議員の役割と責務ということ

で、講演と意見交換会でございます。場所は、日立市のホテル天地閣となっております。教育厚生常任委員会からお一人選出をお願いいたします。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

1月17日日帰りだと、日立の天地閣ですか、第2回の議員研修会ということでございますが、各委員会から1名の参加ということでございますので、また今回も参加を希望される方がいればということにしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

参加したいという方を優先したいと思えますけれども。

外の委員会から出席してくださいと言われている方いらっしゃいますか、例えば原子力とか君嶋委員 今回は3人だから。

委員長 3人か、大変失礼しました。では、希望される方。

副委員長 じゃ、私行かせてください。

委員長 副委員長のほうから参加したいということなんですが、ちなみにごめんなさい、2月15、16で横手市の訪問が予定されておりまして、各委員長、議運と、あと原子力も含めた委員長と、あと議長ということなんですが、なので、一応、私参加の方向で予定しているんですが、ちょっとまだ今確約というか、約束できないものですから、もし副委員長が横手にぜひ行きたいということであれば、逆に私が1月の日帰りのほうに出席しても構わないんですけども、いかがですか。

副委員長 日帰りのほうで。

委員長 そうですか。わかりました。

じゃ、横手のほうは極力私も行けるように調整しますので、では、1月17日の日帰りのほうの議員研修会については、筒井副委員長に出席をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、調査事項、子育て支援についてを議題といたします。

7月には市外の視察、11月には市内の視察を行いまして、調査研究を行ってまいりましたけれども、これまで見てきました市外、市内、それぞれの取り組みを整理し、那珂市にとって何が必要かをまとめていきたいと思えます。

本日は、11月7日の市内視察の概要と課題を整理するための表をお配りしております。

まず初めに、先日の市内視察についてのご意見をお伺いしたいと思いますので、まとまった方からご意見を頂戴したいと思いますので、いかがでしょうか。

富山委員 委員会の研修で厚木市のほうも研修行きまして、今回、那珂市のほうを、もう一度自分のところを見てみましょうということで行きましたけれども、私の感想なんです、那珂市もすばらしいですね、規模は厚木に比べれば小さい、つくばに比べれば小さいですが、すばらしいことを本当にやっているなという感想を持ちました。

ただ、わかっている方々が残念ながらこれは少ないのかな、まだというのが、やっぱり、いろ

んな部分で周知に力をどんどん注いでいけば、もっともっと利用なさる方がふえていくのかなと、そのように思いました。感想です。

委員長 ありがとうございます。

今、富山委員からお話がありましたとおり、いいことをやっているのになかなか周知されていない、我々自身も勉強不足という部分は否めませんが、わからなかったという部分があるので、こんなにいいことをやっているんだったら、もっとどんどんPRすべきだというふうな気は私もいたしましたけれども。また具体的に、じゃ、どういうふうに今後、PRしろ、周知しろといっても、どういう形でという部分もあるかと思うんで、そういった部分も含めて何かご意見とかある方がいらっしゃったら、またそれもお願いしたいと思います。

外にいらっしゃいますでしょうか。

子育て支援に関する取り組み一覧の中、一覧の表ですね。一番上が事業内容、親子の集いの場というところから、そのずうっと真ん中ぐらいまで来て、子育てサークル支援ぐらいまででしょうか。この辺がいわゆる子育て支援センターでの取り組みになるかと思うんですよね。

ですから、子育て支援センターについては、外の先進地と比較してもほとんど見劣りなく、いろんなことを一生懸命やってくださっているという部分は視察を通してわかったと思います。

全員にお伺いします。君嶋委員いかがでしょうか。

君嶋委員 地域子育て支援センター「つぼみ」の例を挙げさせていただくと、確かに素晴らしい事業を行っているんですけども、まだどこまで子育てしている方がその施設を知っているかなというのは、ちょっと疑問に思うというか、小さな場所であるために、余り目立たないというのも事実なんで、もっとPRをして、素晴らしい事業を展開しているわけですから、それをもっと子育てしているお母さん、お父さんにも知ってもらいたいなというので、どんどんPRすべきかなというのは感じましたね。

また、できれば少し、あそこの菅谷を中心だけじゃなくて、少し出向いてやっているというのも聞いたんですけども、瓜連地区とか、五台地区とか、そういうところにも出向きながらどんどんPRしていただければと思いました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

大和田委員いかがでしょうか。

大和田委員 那珂市はこれ、移動子育てサロンはバツとなっているんですけども、やっぱり外に出てこういうことをやっているよというのを周知していくべきだなと思うのと、あと、何ていうんでしょうね、外のつくばなんかも、また指定管理の話になってしまうんですけども、シダックスが入ってというと、民間のいろんな目配り、気配りがきいているなというところですか、厚木なんかは格好よさが一番だったと思うんですけども、そういった目を引くような何ていうんでしょうね、そういう周知法、何かないのかなとは思いますが。ちょっとつぼみだともともとが法務局のあれなので、ちょっと何かこう、行きづらくはないんですけども、狭いし、

駐車場も狭いし、ちょっと利便性にも欠けているのかというところが那珂市のもったいなさというところかなと思いました。子育て支援センターについてはそんなところだと思います。

委員長 外については何かありますか。この表全体を見ていただいて。

大和田委員 外、そうですね。

委員長 那珂市の子育て支援全般についての話になってしまいますけれども。

大和田委員 そうですよ。あと気になったのは、病児保育あたりも気になったのは気になったんですけども。あんなね、きっちりやっているんだというのも思いましたし。これもまた、ただ、あそこ1カ所であるとあるし、そもそもが病院、あれは無認可なんでしたか、あそこは。無認可保育というところもあり、やっぱり敷居が高いというのはおかしいですけども、何かその一つのグループというか、あそこに入ったことがあるような人じゃないと、ちょっと行かせづらいなというのはちょっと感じたので。そういったところ、向こうが改善するのか、外に方法がないのかというのはちょっとまだまだ研究事項ではあるのかなと思いました。

委員長 ありがとうございます。

萩谷委員、どうでしょうか。

萩谷委員 今、皆さんの意見のとおりだと私も思います。それで、つぼみですか、確かに小さくて、しかも集会所みたいに畳の部屋、あれが金庫があるとかで何かでぐるっと回らないと行けない。ああいうのは、やっぱりお金がないといっても、どうせやるんならば、もっと建てかえてしっかりしたものにしてやれば、もっともってああいうのも、結構お母さんらも来ていましたよね、子供を連れてね。ああいうのもっとしっかりしたものというか、もうちょっと大きくて使いやすいとか、どうしても法務局の後だから金庫の壁がぶち抜けないからといって、1回靴を脱いで外へ行ってというのはなかなかね。あれは少し市のほうにね、あれは改善してもらうように、希望を議会として出してもいいのかなと思いましたね。

あと、全体的にやっぱり菅谷保育所、結構うまくいっているのかなと思いましたね。やっぱりこれは中心地ですから、保育所の中でも。永井所長さんとか皆さんがしっかりやっているのと、保護者の皆さんも結構、苦でもないし、地域の周りの人が少しあったみたいですけども。思った以上に保育所がよくなっているなと思いました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

副委員長、いかがでしょうか。

副委員長 皆さんの意見の中に出ていることがほとんどなんですけど、一番私があつと思いましたが、病児保育です。私も病児保育は前から興味があったというのは変ですね、気になっていたんですが。それで、そういうことでつくば市のほうを見にいったりしていたんですが、こんな足元にあんなしっかりした病児保育をされているところがあったことには、大変驚いたという感じです。

やっぱり病院が経営しているということで、すごくきちっと病気に対しての取り組みがされているなという感想でした。ただ、オープンにされているところを見ると、ちょっともう少

し違う形の、保育所の経営する病児保育があってもいいかなとも思いました。

ただ、子育てセンター「つぼみ」、あそこもいろんな形で考えられているような運営をされているのがわかりました。先ほどもお話がありましたように、やはり建物がもうちょっと余裕がある、夢のある建物になってほしいというのが感想です。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

私のちょっと感想を言わせていただくと、やっぱり一番今回印象に残ったのが、今、副委員長もおっしゃいましたけれども、病児保育の部分なんですけれども、つくば市の保育所が運営しているという部分も聞いて、そういう保育所でもどんどんそういう方を預かって、利用者というか、ニーズに応えるべきだなというようなことも、思ったものですから、今回、大成学園さんにも行って、ぜひやりませんかみたいな意味で、どうですか、おやりになる意思はありますかといったら、ありませんということでしたよね。子供は親が面倒を見るべきだと。私はそれを聞いて、そうだよなと、やっぱりそうでなければ本来いけないよなと。もちろんニーズはあるんでしょうけれども、それが本当の姿じゃないのかなんていうことはちょっと感じました。

そして、那珂キッズクリニックさんのしろやぎさんのポシエットを拝見して、あの体制を見てね、やっぱり病院というか、そういうところがきちんと責任を持って、病児なわけですから、面倒を見るところがあればいいのかなと。逆に言えば、あと1軒でも2軒でもね、そういういわゆる小児科さんのところでそういうのをやっているところがあれば、一番理想だなと。ただ、これは病院不足、医師不足という話につながってしまいますけれども、こちらのほうで病院建ててください、那珂市に小児科をなかなか誘致しても難しい部分があるので、現状では、例えばしろやぎさんのポシエットのところはね、もうちょっとこう定員がふやせるような努力をしていただければなおありがたいのかなというように思いましたので。ちょっと保育所の中で病児保育をこれから運営していくという部分については、やるべきではないのかなというようにちょっと思ったのが正直な感想であります。

それ以外については、先ほども言いましたように、こんないいことやっているんだから、どんどんPRしろよと、してほしいというようなものは、執行部にはぜひお伝えしたいなというふうにした次第であります。

では、皆さんから今いろんなご意見、感想をいただきましたけれども、この辺を報告書としてまとめ、また、必要があれば執行部に対して要望書という形で、周知のPRの部分だったり、先ほどのつぼみさんのところをもう少しね、ちょっともうちょっと環境といいますか、整備したほうがいいんじゃないかとかというような感じで盛り込んで、要望書という形で出したほうがいいのか、その辺については皆さんいかがでしょうか、ご意見として。

富山委員 やはりせっかく見てきたんですから、せっかく感じた部分があるんだから、形にして要望書なりで提出したほうがいいなと、そのように思います。

委員長 ありがとうございます。

この視察をした、那珂市内も含めて、視察をしたこの一覧表に載っていないけれども、見ていないけれども、こういう話聞いているんだけれども、こういうのもやったほうがいいんじゃないかというのがもしか皆さんありますか。今回視察では見ていないんだけれども、こういう話聞いているんだけれども、どうだろうか。見てははいないけれども、例えば要望書に入れたほうがいいんじゃないかとか、何かそういうのはございませんか。

(なし)

委員長 じゃ、それについては特に今のところ、今思いつくところはないようなので、ちょっと今後気づいたら、これからちょっと要望書という形で少しまとめてみたいと思うので、もしそういったところがあったら、早目に情報をいただければというふうに思います。

では、その辺の報告書として、要望書という形でまとめていくということによろしいですかね。

じゃ、その案につきましては、また後日作成しまして、閉会中になるかとは思いますが、ちょっとまとめて皆さんにご提示して見ていただきたいと思いますので、そのときにはまたよろしくお願いをしたいというふうに思います。

今後、またこの子育て支援について引き続き継続で調査していくのか、また別な部分について検討していくのかと、調査していくのかという部分についても、次回のときに皆さんからご意見を伺いたいと思いますので、ちょっとまとめておいていただきたいというふうに思います。

それでは、次回の委員会、閉会中になるかと思いますが、要望書という形でまとめて皆さんにご提示しますので、次の委員会の日程をちょっと決定したいと思うんですけども、皆さんのご都合のほうをお伺いしたいと思います。

それでは、もう1月、2月の予定も結構、議長もお忙しいでしょうし、いろいろ予定が入ってきているそうなんですけど、1月ですと、もう30、31、月火、そして2月の第1週、第2週ぐらいまでの間に開催したいなというふうに思いますけれども、今ちょっと外の委員会でももうかなり決まっているらしいんで、日程が、次の委員会が。なので、それを除いた日でちょっと今皆さんと調整したいと思いますので、ちょっとお待ちいただきたいと思うんです。

暫時休憩いたします。

休憩（午後2時40分）

再開（午後2時41分）

委員長 再開します。

1月30日に市の監査、2月1日と3日に外の委員会が予定されているそうなんで、今のところ1月31日か2月2日ということなんですけれども、いかがでしょうか。この日はだめだという日ありますか。今の1月31日か2月2日で。

副委員長 2日がちょっと私、2日がちょっとごめんなさい。31日だったらいいんですけども。

委員長 1月31日の火曜日、いかがでしょうか。

(発言する声あり)

委員長 それでは、1月31日が皆さん都合がいいということなので、1月31日10時に開会したい

と思います。特にこちらのほうから執行部、教育委員会等に出席の要請は特に今のところ考えておりませんが、よろしいですかね。ただ、教育委員会として報告したいことがあるということなので、出席はされるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、1月31日10時ということで、予定のほうをお願ひいたします。

それでは、大変長くなりましたけれども、本日の審議は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。

閉会（午後2時43分）

平成29年2月22日

那珂市議会 教育厚生常任委員長 古川 洋一